

令和3年度第2回 徳島県発達障がい者支援地域協議会

日 時：令和4年3月1日（火）

午後1時30分から午後3時まで

場 所：発達障がい者総合支援センター 3階 会議室

一 次 第 一

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

(1) 令和4年度発達障がい関連施策の計画について

(2) 発達障がい者（児）支援に関する実態調査結果について

(3) その他

配布資料

- 次第
- 徳島県発達障がい者支援地域協議会設置要綱
- 徳島県発達障がい者支援地域協議会委員名簿
- [資料1-1] 令和4年度発達障がい関連施策の計画について
(発達障がい者総合支援センター)
- [資料1-2] 令和4年度発達障がい関連施策の計画について
(教育委員会)
- [資料2] 令和3年度発達障がい者(児)支援に関する実態調査結果報告書(案)

徳島県発達障がい者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 発達障がい者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第19条の2第1項の規定に基づき、医療、福祉、教育及び労働の関係部局、大学、親の会等の関係者からなる「発達障がい者支援地域協議会」（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 この協議会は、発達障がい者への支援のため次の事項について協議等を行う。

- (1) 発達障がい者支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた発達障がい者の支援体制の整備に関すること。
- (3) その他発達障がい者の支援の充実に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、会長、副会長、その他の委員をもって構成する。

- 2 委員は、徳島県知事が委嘱する。
- 3 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会議の運営)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

(関係者の出席)

第6条 会長が必要と認めたときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(検討部会・ワーキンググループ)

第7条 協議会の円滑かつ効率的な運営に資するため、また、実質的な検討作業を行うために検討部会（ワーキンググループ）を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会に関する事務は、保健福祉部障がい福祉課及び発達障がい者総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

徳島県発達障がい者支援地域協議会委員名簿

令和3年4月1日現在

区 分	所 属・職 名	氏 名
医 療 福 祉	徳島赤十字ひのみね総合療育センター 顧問	橋 本 俊 顕
	徳島県医師会	井 崎 ゆ み 子
	徳島県精神科病院協会 会長	櫻 木 章 司
	徳島県精神保健福祉士会	岡 本 訓 代
大 学	鳴門教育大学大学院 教授	大 谷 博 俊
	徳島大学大学院 教授	奥 田 紀 久 子
	四国大学 教授	前 田 宏 治
	徳島文理大学 准教授	富 樫 敏 彦
親 の 会 児童発達支援センター	徳島県自閉症協会 会長	島 優 子
	ねむのき 施設長	中 川 美 幸
労働部局	徳島労働局職業安定部職業対策課 課長	森 下 明 実
	徳島障害者職業センター 所長	藤 村 真 樹
	愛育会地域生活総合支援センター 所長	堤 美 代 子
教育委員会 (学校関係)	徳島市立八万幼稚園 園長	大 石 恵 子
	板野町立板野南小学校 校長	吉 野 育 也
	徳島市立城東中学校 校長	安 西 政 和
	徳島県立徳島中央高等学校 校長	大 住 満 寿 夫
	徳島県立鴨島支援学校 校長	森 本 真 由 美
保 育 所	羽ノ浦さくら保育所 所長	田 中 敬 子
市 長 会	徳島市健康福祉部健康長寿課課長補佐	森 史 子
町 村 会	那賀町保健センター 副センター長	蔭 岡 美 恵

○オブザーバー

特定非営利活動法人 オーティの会 理事長	濱 田 正 子
----------------------	---------

令和4年度発達障がい関連施策の計画について (発達障がい者総合支援センター)

1 発達障がい支援機能強化事業

19,670千円

1 事業の目的

地域における相談支援の核となる人材を育成し、早期発見・早期支援の体制を充実させるとともに、発達障がい者（児）及びその家族が、地域においてライフステージに応じた支援が受けられるよう、体制を整備する。また、広く県民に啓発することにより、障がいのある人もない人も、ともに支え合い暮らす地域づくりを目指すことで、発達障がい者の自己実現の場と機会が広がる。

2 背景・課題

発達障がいの社会的な認知と個人の気づきが進んだことにより、センター利用者数は右肩上がりに増えている中、個別相談に加え、様々な方法で発達障がい者支援を行っている。

一方で、限られた職員数と稼働時間で、センターの役割である支援者支援と困難ケースに対応する必要がある。

3 事業概要

徳島県発達障がい者総合支援プラン（第2期）に基づき、発達障がい者対策事業を実施する。

(1) 相談支援：発達障がい者（児）及び家族等からの相談に応じ、的確な指導、助言を行うとともに、関係機関との連携強化により、発達障がい者への総合的な支援体制の整備を促進する。

①個別相談支援事業 ②グループ支援

(2) 発達支援：保護者のペアレントトレーニングの技術獲得を支援するとともに、ペアレント・メンターの活動を応援することにより、保護者の孤立感等を軽減する。

①子育てサポート推進事業

(3) 就労支援：自己の特性理解を促し、就労への動機付けや就労場面における課題等について指導、助言を行うことで、特性に応じた進路選択や職業選択、離転職の予防につなげる。

①発達障がい者就労移行サポート事業 ②ライフスキルサポート事業

(4) 啓発：支援を必要とする者が早期発見・早期支援につながるよう、広く県民に発達障がいの正しい理解と知識を普及させる。

①発達障害啓発週間関連事業 ②暮らしやすい徳島づくり加速事業

③発達障がい者総合支援ゾーン10周年記念事業

(5) 地域支援・研修：支援を必要とする者が早期発見・早期支援につながるよう、関係者への研修を行い、支援者の力量を上げる。また、令和4年度から障がい者（児）施設等から「強度行動障がい」対応について支援要望があった場合①の事業の対象として、

サポートチームを派遣する。

①支援者支援の強化事業 ②災害時発達障がい者サポート体制強化事業

(6) 連携：関係機関との連携を効果的にとるための仕組みづくりと総合的計画的な施策の推進を図る。

①職員の資質向上 ②センター体制整備事業 ③ゾーン連携事業

4 事業効果

(1) 地域の支援者が発達障がいについての知識と技術を高めることにより、早期発見・早期支援ができ、発達障がい者（児）や家族を的確な支援機関につなぐことができる。また、関係者にとっては、現任教育の場としても活用でき、地域の支援力の充実につながり、当センターにおいては、困難事例への対応と地域の支援機関の人材育成にこれまで以上に尽力することができる。

(2) 自立及び就労を視野に入れた早期からの支援により、発達障がい者（児）にとって具体的な就労イメージと実践的なスキルの獲得が期待でき、適切な就労へとつなげることができる。

(3) 広く県民に啓発することにより、発達障がいについて正しい理解の促進が図られ、誤解や偏見を除くことで、発達障がいのある人だけでなく、誰もが幸せに暮らす社会の実現に近づく。また、発達障がいへの気づきが促進されることにより、必要な支援を必要な人がタイムリーに受けることができ、県民サービスの向上につながる。

2 かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業

500千円

1 事業の目的

発達障がい者（児）やその家族が身近な存在であるかかりつけ医等と信頼関係を構築し、適切な支援を受けるためには、かかりつけ医等の対応力向上が必要不可欠である。発達障がい者（児）やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、かかりつけ医等の対応力底上げを図る。

2 事業概要

(1) 発達障がいに関する国研修の受講

研修名：精神保健に関する技術研修

日 時：令和4年6月頃

場 所：東京都

受講者：徳島県医師会より推薦された医師及びセンター職員

(2) 伝達研修の実施

講 師：国研修を受講し、徳島県医師会より推薦された医師及びセンター職員

対象者：医師 等

(3) 修了証書の交付 等

3 事業効果

地域の身近なかかりつけ医等が発達障がいについて正しい知識を持つことで、発達障がいへの気づき、早期発見につながる。また、適切な配慮でスムーズな受診ができることにより、発達障がい者（児）やその家族の負担軽減につながる。

1. 発達障がい支援機能強化事業

NO.		事業名	内容
1	相談支援	1 個別相談支援事業	連携診療(ひのみね総合療育センター小児科診療枠確保と同行支援)
			小児科相談
			精神科相談
			一般相談(心理検査・発達検査・移動相談含む)
	2 グループ支援	発達障がい者ピアグループ育成事業ひととき(当事者の生活の質の向上と自立支援)	
		発達障がい者ピアグループ育成事業ほっと会(当事者の生活の質の向上と自立支援)	
		家族サポート教室(心理的教育アプローチによるグループワーク)	
2	発達支援	3 子育てサポート推進事業	子育てサポートミニ講座
			子育てサポート教室「のびっ子学級」(親子参加型プログラム)
			子育てサポート教室「すくすく教室」(ペアレントトレーニング)
			子育てサポート教室(ペアレントプログラム)
			ペアレント・メンターによるグループ相談会
			ペアレント・メンターによる啓発活動(シルバー大学校等)
			ペアレント・メンター活動バックアップ 【養成研修(フォローアップ講座・事例検討会)・連絡協議会】
3	就労支援	4 発達障がい者就労移行サポート事業	FA
			みなと高等学園作業体験
			西部テクノスクール作業体験
			ジョブトレ職場実習
			就労継続ハックアップ事業
5	① ライフスキルサポート事業	小・中学生の“自分そだて”サポート事業	
		高校生の就労サポート事業	
		おとなの就労サポート事業	
4	啓発	6 発達障害啓発週間関連事業	
		7 暮らしやすい徳島づくり加速事業	
		8 ① 発達障がい者総合支援ゾーン10周年記念事業	
5	地域支援・研修	9 支援者支援の強化事業	発達障がい者地域支援マネジャーの配置
			発達障がい者支援専門員の養成
			発達障がいサポーターの登録
			関係者研修による支援者のスキルアップ(センター主催)
			医療との連携
			他機関会議への出席(会議でのスーパーバイズ)
			発達障がい対応力向上・支援者派遣事業
			① 「発達障がいサポートチーム」現場派遣事業、機関コンサルテーション
			発達障がい出前講座
			地域啓発研修事業(3圏域での研修及び啓発)
発達障がい児早期発見体制支援事業			
市町村へのタブレット設置			
10 災害時発達障がい者サポート体制強化事業			
6	連携	11 職員の資質の向上	
		① センター体制整備事業	発達障がい者支援地域協議会(発達障がい者支援に関する施策の総合的、計画的な推進のための体制整備)
			徳島県発達障がい者総合支援プラン(第3期)の策定に向けWGの開催等
			発達障がい者支援西部圏域調整会議(関係機関の連携強化)
	児童発達支援センター連絡協議会		
	オンラインを活用した体制整備		
13	ゾーン連携事業	連携体制の充実	
		災害用備蓄品整備	
		乳幼児の一時保育	

2. かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業

令和4年度発達障がい関連施策の計画について (教育委員会)

1 「ともにまなぶ」高校生活応援事業

3,170千円

県立高等学校に在籍する、障がいにより特別な支援を必要とする生徒に対し、対象生徒の学校生活の充実や学業不適応状態の予防改善を図り、さらに、学校における支援体制の充実や周りの生徒の理解啓発を促すため、個別的な支援を行う特別支援教育支援員（学習支援員）を5校に1名ずつ配置する。

2 特別支援教育「地域まるごと専門性向上」事業

6,000千円

特別な支援を必要とする児童生徒や医療的ケア児の増加に伴い、小・中学校の特別支援学級に関わる教員等の専門性を強化する支援体制の整備や、医療的ケア児一人一人の社会参加支援の充実を図るなど、特別支援教育の「専門性向上」や「サポート体制の構築」を図る。

3 社会で活躍サポート事業

5,583千円

特別支援学校の生徒が、卒業後の社会生活にスムーズに移行し、社会で活躍できるよう、また、事業所等に対する障がい理解等の促進と労働や福祉との連携による特別支援学校の生徒の就労及び職場定着のために、専門家等との連携によるキャリア教育の充実及び教職員の専門性の向上を図る。

- 1 「技能甲子園」の開催（検定上位級取得者による競技会の開催）
- 2 特別支援学校主導の技能検定の実施（すだちサポート会議の開催等）
- 3 職場定着に向けた支援（進路指導主事による卒業生の職場巡回支援等）
- 4 「ゆめチャレンジフェスティバル」の開催
（企業関係者に特別支援学校生徒の就労についての理解を深める取組み）

4 新時代「特別支援学校SDGs」創出事業

11,000千円

「ダイバーシティとくしま」や特別支援学校「SDGs」の実現に向けた新たな取組みを創出するため、「地域貢献活動」や「文化・スポーツ活動」に加え、県産野菜等を活用した「新たな6次産業化の取組み」を実施する。

- ・「でり・ばりキッチン阿波ふうど号」との協働による商品開発
- ・徳島の伝統「藍」（沈殿藍）を活用した新たな商品開発 等

5 発達障がい「つながる・ひろがる・はばたく」充実事業

7,031千円

発達障がいのある児童生徒について、就学前から卒業後の就職まで切れ目のない支援体制を構築するため、本県独自の「ポジティブな行動支援」の全県展開を図るとともに、テレワークをはじめとする就労支援を推進する。

【資料2】

令和3年度発達障がい者（児）支援に関する
実態調査結果報告書（案）

令和4年3月
徳島県発達障がい者支援地域協議会
徳島県発達障がい者総合支援センター

目 次

I	調査の目的	1
II	調査の内容	1
III	調査結果の概要	2
1	市町村	2
2	支援機関	6
IV	調査結果	9
1	市町村	9
(1)	発達障がい者（児）支援に関する「取りまとめ窓口」について	9
(2)	発達障がいに関する相談について	9
(3)	発達障がい者（児）支援のための連携状況について	13
(4)	「個別の（教育）支援計画」等の様式の作成について	14
(5)	乳幼児健診の実施状況等について	16
(6)	市町村の支援体制について	18
(7)	防災について	20
(8)	発達障がい者（児）地域支援計画について	21
(9)	その他	21
2	支援機関	22
(1)	発達障がい者（児）への相談支援の状況について	22
(2)	発達障がい者（児）の地域支援について	25
(3)	発達障がい者（児）の地域支援体制整備について	27
(4)	その他	29

<参考>

1	令和3年度発達障がい者（児）支援に関する実態調査票【市町村用】	30
2	令和3年度発達障がい者（児）支援に関する実態調査票【支援機関用】	39

I 調査の目的

徳島県においては、発達障害者支援法や「徳島県発達障がい者総合支援プラン」（以下「プラン」という。）に基づき、発達障がい者（児）に対する乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた支援を行ってきたところであるが、令和4年度はプラン（2期）計画期間の最終年度となることから、地域の支援状況について現状を把握し、プランの改定に反映させるため、実態調査を行うこととする。

II 調査の内容

1 調査対象

市町村 24市町村

支援機関 110機関

〔児童発達支援センター，指定相談支援事業所，障害者就業・生活支援センター，地域若者サポートステーション，ハローワーク，社会福祉協議会〕

2 調査期間

令和3年11月から令和4年1月まで

3 調査方法

「発達障がい者（児）支援に関する実態調査票」による調査

4 調査内容

市町村等における支援体制の整備状況に関する実態調査

【市町村質問項目】

- ①発達障がい者（児）支援に関する「取りまとめ窓口」について
- ②発達障がいに関する相談について
- ③発達障がい者（児）支援のための連携状況について
- ④「個別の（教育）支援計画」等の様式の作成について
- ⑤乳幼児健診の実施状況等について
- ⑥市町村の支援体制について
- ⑦防災について
- ⑧発達障がい者（児）地域支援計画について
- ⑨その他

【支援機関質問項目】

- ①発達障がい者（児）への相談支援の状況について
- ②発達障がい者（児）の地域支援について
- ③発達障がい者（児）の地域支援体制整備について
- ④その他

5 回答率

市町村	100%	回答	24市町村
支援機関	91%	回答	100/110機関

Ⅲ 調査結果の概要

1 市町村

(1) 発達障がい者（児）支援に関する「取りまとめ窓口」について

○「総合的な取りまとめ担当を定めている」と回答があったのは前回調査（※）では3市町村であったが、今回の調査でも2市町村（8.3%）であった。2市町村とも「市町村に関する発達障がい関係部局及び関係機関の把握」、「関係機関との情報共有、会議への参加要請等が行える体制ができている」とのことであった。

※平成26年度発達障がい者（児）支援に関する実態調査

○「総合的な取りまとめ担当を定めていない」と回答があったのは22市町村（91.7%）で、このうち22市町村においては「各担当課において個々に対応」を行っているとのことであった。

(2) 発達障がいに関する相談について

①当事者が幼児期（0歳～6歳）

○「発達障がいに関する相談がある」と回答があったのは21市町村（87.5%）で、その対応部局は、保健部局、福祉部局、教育委員会であった。

相談件数は、過去3年間のうち令和2年度が延べ2,476件、実794件（うち委託延べ583件、実76件）と最も多く、平成30年度と比べ28.9%増加している。

○相談方法は、「来所」が延べ1,359件、実353件と最も多く、次に「電話」が延べ784件、実391件であった。

相談内容は、「療育」が18市町村、次に「情報提供」と「家庭生活」が12市町村であった。

相談者は、「保護者・家族」からが21市町村と最も多く、次に「保育所・園」からが16市町村であった。

②当事者が児童・生徒（7歳～18歳）

○「発達障がいに関する相談がある」と回答があったのは18市町村（75.0%）で、その対応部局は、主に福祉部局と教育委員会であった。

相談件数は、過去3年間のうち令和2年度が延べ897件、実284件（うち委託延べ486件、実79件）と最も多く、平成30年度と比べ48.8%増加している。

○相談方法は、「電話」が延べ403件、実133件と最も多く、次に「来所」が延べ311件、実111件であった。

相談内容は、「家庭生活」が12市町村、次に「療育」が10市町村であった。

相談者は、「保護者・家族」からが16市町村と最も多く、次に「小学校」からが11市町村であった。

③当事者が19歳以上

○「発達障がいに関する相談がある」と回答があったのは15市町村（62.5%）で、その対応部局は、主に福祉部局であった。

相談件数は、過去3年間のうち令和2年度が延べ502件、実221件（うち委託延べ357件、実199件）と最も多く、平成30年度と比べ45.5%増加している。

○相談方法は、「電話」が延べ208件、実68件と最も多く、次に「その他」が延べ161件、実68件であった。

相談内容は、「就労支援」が12市町村、次に「家庭生活」と「健康医療」が8市町村であった。相談者は、「本人」からが14市町村と最も多く、次に「保護者・家族」からが13市町村であった。

④当事者の親に課題や支援の必要を感じたケースについて

○「必要を感じたケースがある」と回答があったのは21市町村（87.5%）で、最も多い課題等は、「障がい受容」「親の発達障がい」「養育能力」で、それぞれ14市町村であった。

(3) 発達障がい者（児）支援のための連携状況について

○「発達障がい者（児）の個別支援会議を開催している」と回答があったのは10市町村（41.7%）であった。「開催していない」市町村の理由としては、「該当する事例がない」「必要に応じて既存の会議で対応」「相談支援事業所との連携で対応」等であった。

○個別支援会議の連携先は、「相談支援事業所」がそれぞれ9市町村と最も多く、次に「福祉部局」「教育委員会」「特別支援学校」がそれぞれ8市町村であった。

○必要な連携機関、連携方法等について、「ライフステージの移行に対応できるよう、関係機関の情報共有が行える体制づくり」「支援機関との情報交換など連携の継続」「関係機関とのケース会議における連携が必要」との回答が得られた。

(4) 「個別の（教育）支援計画」等の様式の作成について

○「個別の（教育）支援計画等を作成している」と回答があったのは前回調査では11市町村であったが、今回の調査では14市町村（58.3%）であった。

「今後作成する予定または検討中」が前回調査では2市町村であったが、今回の調査では該当する市町村はなく、「作成する予定なし」が前回調査では11市町村であったが、今回の調査では10市町村（41.7%）であった。

○作成年度は主に「平成20年度～令和元年度」で、主な担当課は、「教育委員会」「教育研究所」「福祉部局」であった。

○配布先は、「幼稚園」「保育所」「小中高等学校」「希望する保護者」「新生児の保護者」など市町村によって様々である。

○記載内容は、「発達歴」が14市町村、次いで「支援ニーズ」「支援方法」「日常の様子」がそれぞれ13市町村、「支援目標・内容」が11市町村であった。

○「個別の支援（教育）計画等の活用に関する評価・見直しを行っている」と回答があったのは前回調査では8市町村であったが、今回の調査では11市町村で、そのうち様式の評価及び見直しを行っているのは前回調査では6市町村であったが、今回の調査では7市町村であった。

「個別の教育（支援）計画等の活用状況や成果・課題として、「保護者が学校や関係機関との連携に活用」「進級時に校種間の引継ぎに利用」「保護者と課題・目標が共有できている」「活用を広げる工夫が課題」との回答が得られた。

(5) 乳幼児健診の実施状況等について

○乳幼児健診において、全市町村が発達障がいを視野に入れたスクリーニング方法を実施しているとの回答が得られた。

スクリーニング方法は、「母子保健マニュアルに基づく問診」「発達検査・知能検査」「行動観察」との回答が多く、4市町村は「定期的にスクリーニングの評価・見直しを行っている」との回答であった。

○就学前（4歳～6歳）幼児の発達面のスクリーニングについては、「幼稚園・保育所との連携」が16市町村、「幼稚園・保育所での就学前スクリーニング検査」が11市町村であった。

なお、健診後フォローの対象となった幼児に対し、全市町村が支援を実施していた。その内容は「専門家による個別相談」が21市町村、「電話相談」が19市町村、「家庭訪問」が17市町村、「フォロー教室」を14市町村、「保育所等の巡回相談」を13市町村で実施していた。

フォロー教室は、「集団療育」「発達相談」等を実施し、その回数は「年2回から72回」で

あった。

○健診後の他相談機関への紹介先は、「児童発達支援センター等」「発達障がい者総合支援センター」「医療機関」等へつないでいるとの回答が得られた。

また、他療育機関として「児童発達支援センター」「徳島赤十字ひのみね総合療育センター」等を挙げていた。

○健診後のフォローの課題として、最も多かったのが「要フォロー児の増加」で19市町村、次いで、「相談・療育・診断等の支援機関の不足」が18市町村との回答が得られた。

(6) 市町村の支援体制について

○専門職員を配置していると回答があったのは、17市町村(70.8%)であった。保健師は非常勤を含む常勤としての配置が多く、言語聴覚士や心理士は雇い上げ等を含む委託による配置が多かった。

○発達障がい者(児)及び家族への支援を実施していると回答があったのは、13市町村(54.2%)であった。実施内容で最も多かったのは、「保育所・園への巡回訪問支援」で8市町村であった。

○啓発用パンフレット・冊子等を作成している又は今後作成予定と回答があったのは、2市町村(8.3%)であった。また、発達障がい者総合支援センターで作成している刊行物等を利用したことがあると回答したのは、16市町村(66.7%)であった。

○支援をする上での課題について、「指導・助言等の支援を適切に行うことができる職員の育成」「療育機関や専門の医師・医療機関の不足」「人と違う＝発達障がいという安易な振り分けがなされないよう教育機関での専門的知識を持った対応」などの回答が得られた。

(7) 防災について

○防災計画に発達障がい者への配慮が規定されていると回答があったのは、5市町村(20.8%)であった。発達障がい者を要配慮者や要支援者として、災害時の対策が定められている。

○発達障がい者(児)やその家族、支援者等に対して災害時対応の研修会等を実施していると回答があったのは、3市町村(12.5%)であった。実施していない市町村のうち「必要性を感じているが、ノウハウや人的余裕が無い」と回答したのは、18市町村(75.0%)であった。

(8) 発達障がい者(児)支援計画について

○「障がい者計画に発達障がい者(児)支援を明記している」と回答があったのは、前回調査では8市町村であったが、今回の調査では16市町村(66.7%)となっている。「明記していない」は16市町村であったが今回は7市町村(29.2%)となっている。

(9) その他

○前回の調査時と比較して、取り組みが進んだこととして「各機関の連携が強化された」「訓練機関や療育機関の増加、相談支援の充実」等の回答が得られた。また課題として、「専門的知識を有する人材の確保が難しい」「家庭環境に問題がある場合の継続的な支援体制の整備」等の回答が得られた。

(10) まとめ

○市町村における相談件数は、平成25年度の3,729件から令和2年度は3,875件と3.9%増加し、相談窓口として身近な市町村が地域住民に利用されていることが伺える。

相談当事者の年齢は、6歳までの相談件数が最も多く、全相談件数の63.9%を占め、相談内容は「療育に係る相談」や「情報提供」「家庭生活」が多かった。また全体に占める委託は1,426件(36.8%)であった。また、21市町村が当事者の親に課題や支援の必要を感じていた。

○乳幼児健診において、全市町村が発達障がいを視野に入れたスクリーニング方法を実施し、発達障がいもしくはその疑いのある乳幼児へのフォローが全市町村で実施されていた。また就学前（4歳～6歳）の幼児の発達面のスクリーニング方法については、市町村により対応が異なった。

なお、健診後の課題としてあげられていたのが「要フォロー児の増加」「職員のマンパワー不足」「保護者の障がい受容が困難」等であった。

○市町村の支援体制について、専門職員が配置されている市町村もあるが発達障がいのことを専門的に行っている職員は少ない。専門的な知識を身につけた専従職員の配置が望まれる。

また、発達障がい者（児）及び家族支援として、ペアレントトレーニングやペアレントプログラムに市町村が取り組むことが出来るような支援体制の構築が必要である。

○災害時に発達障がい者（児）及び家族が安心して避難生活を送ることが出来るよう地域のサポート体制の強化が必要である。

○今回の調査では、特に南部圏域から、支援を受けることができる医療・支援機関が遠方にあり、身近な場所で支援を受けることができないとの回答があった。また南部圏域、西部圏域ともに、専門的知識を有する者の人材確保が難しいとの回答があり1つの市町村だけでは対応できないとの回答があった。

○今後、県においてはこの実態調査の結果を踏まえて、市町村をはじめとする関係機関と連携し、地域の人材育成や地域住民・事業所等への普及啓発の拡充を図るなど、本県の発達障がい者（児）支援体制の更なる充実に向けて、総合的な支援施策を推進する必要がある。

○今後、実態調査を行う際には以下の課題を踏まえて設問に工夫をする必要がある。

- ・発達障がいに関する相談件数については、障がいに関する相談は把握しているものの発達障がいに特化してカウントしていない市町村や、延べ件数は把握しているが実件数は把握していない市町村、委託先が件数をカウントしていない市町村などがあり、単純に比較は出来ない。

- ・教育委員会で作成する個別の教育支援計画と、福祉部局で作成する個別の支援計画の連携状況や、就学支援シートなどの活用について尋ねると各機関の連携がさらに明らかになった。

- ・「発達障がい者（児）支援に関する部署の専門職員の配置状況」については、発達障がい者（児）支援専任の者と、専任ではないが発達障がい者（児）支援に関わっている専門性を持った職員に分けて尋ねた方が、専門職員の配置状況がより明らかになった。

2 支援機関

(1) 発達障がい者（児）への相談支援の状況について

○令和2年度の発達障がいもしくはその疑いがある方について、「支援実績がある」と回答があったのは、82機関（82.03%）で、18機関（18.0%）で支援実績がないとの回答が得られた。支援を受けた人は「診断がある人」が3,473件（65.3%）、「未診断の人」が1,847件（34.7%）であった。

「診断がある人」について支援機関別でみると、児童支援機関が289件（8.3%）、相談支援機関が2,260件（65.1%）、就労支援機関が924件（26.6%）であった。

また、「未診断の人」についての支援機関別では、児童支援機関が405件（21.9%）、相談支援機関が1,286件（69.6%）、就労支援機関が156件（8.4%）であった。

相談内容は、「療育」「情報提供」「就労支援」が多かった。

○「発達障がいに関する相談の窓口を決めている」と回答があったのは前回調査では26機関であったが、今回の調査では41機関（41.0%）であった。今後決める予定は9機関（9.0%）、「相談の窓口を決めていない」が50機関（50.0%）であった。

「相談の窓口を決めていない」機関を支援機関別でみると、児童支援機関が0機関、相談支援機関が45機関、就労支援機関が5機関であった。「相談の窓口を決めていない理由」としては、「専門的な人がいないため」「障がい種別によって支援者を分けていない」「提供するサービスに応じた窓口で対応している」等を挙げている。

○「発達障がい支援のための情報共有及びケース検討を実施している」と回答があったのは前回調査では27機関であったが、今回の調査では49機関（49.0%）であった。

これを機関別でみると、児童支援機関が13機関、相談支援機関が30機関、就労支援機関が6機関となっている。

その実施回数は、必要時に随時開催している機関から、ほぼ毎日年間240回開催している機関もあった。

○「ペアレントトレーニングやペアレントプログラムを実施している」と回答があったのは8機関（8.0%）で、「現在は実施していないが予定はある」と回答したのが12機関（12.0%）、「実施する予定はない」と回答したのが76機関（76.0%）であった。

今、実施していない支援機関のうち「ペアレントトレーニング」に関心があったのは51機関（51.0%）、「ペアレントプログラム」に関心があったのは46機関（46.0%）であった。

○「発達障がい者（児）やその家族に対して、支援のために取り組んでいる事業やサービスがある」と回答があったのは49機関（49.0%）であった。

これを機関別でみると、児童支援機関が10機関、相談支援機関が30機関、就労支援機関が9機関であった。その内容は、「児童発達支援」「放課後デイサービス」「生活・就労支援」「職業相談・紹介」等を挙げている。

○発達障がい者（児）や家族等からの相談支援における課題について支援機関別にみると、児童支援機関では「家族の困り感に対して事業所での支援が家庭へフィードバックしづらい」「保育所や幼稚園、小学校との連携」等の回答が得られた。

相談支援機関では「家族に対するサポートやアドバイス」「専門職員の不足」等を挙げ、就労支援機関では「受け入れ先企業で発達障がい者への理解に開きがあること」「一般の学校を卒業後、発達障がいの診断を受けた場合の本人及び家族の障がい受容」等の回答が得られた。

(2) 発達障がい者（児）地域支援について

○対応困難な事例が生じた場合に主に連携する機関として、「市町村（福祉部局）が66機関と最も多く次に「医療機関」が53機関、「発達障がい者総合支援センター」が43機関であった。

○機関別にみると、児童支援機関では「保育所・園」が12機関、医療機関が10機関、「市町村（福祉部局）」「小学校」がそれぞれ8機関であった。

相談支援機関では、「市町村（福祉部局）」が56機関、「医療機関」が36機関、「療育機関」が35機関であった。

就労支援機関では、「障害者職業センター」が9機関、「医療機関」「発達障がい者総合センター」「障害者就業・生活支援センター」がそれぞれ7機関であった。

○地域における連携体制について、児童支援機関では「地域全体で支援者を育てる体制づくり」「福祉・医療・教育・保育機関の連携体制の強化等を挙げていた。

相談支援機関では、「小中学校との連携」「ハナミズキのような機関の市町村毎の整備」「教育機関から卒業した後の支援」等を挙げ、就労支援機関では、「教育と就労を結びつけ学校教育から一貫した支援体制づくり」「障がい者を受け入れ可能な地域の事業所との連携」等を挙げていた。

(3) 発達障がい者（児）の地域支援体制整備について

○これまでに発達障がい者総合支援センターの事業を利用したことがあると回答があったのは76機関、事業を紹介したことがあると回答したのは63機関であった。

また各機関で、所属職員に対して発達障がいの理解や資質向上について取り組みがあると回答があったのは45機関で、機関別にみると児童支援機関で11機関、相談支援機関で27機関、就労支援機関で7機関であった。

○発達障がい者（児）支援を行う上での課題としては、児童支援機関では「発達障がいに対する地域での理解の促進」「多方面から支援できる環境づくり」等の回答が得られた。

相談支援機関では、「専門的な支援の継続」「社会資源の少なさ・地域格差」「人材不足」就労支援機関では、「支援のミスマッチ」「様々な支援に関わる情報の一元化」等の回答が得られた。

(4) その他

○福祉施設と一般施設が隔たりなく子どもの育ちを支援できるような制度の流れと共通理解が必要

○臨床心理士の在宅訪問ができるようになってほしい。

○関係機関が今以上に情報共有し、協力して課題に取り組める環境が構築できれば良い

(5) まとめ

○今回、回答があった100機関は支援対象・目的も異なるが、支援実績を機関別でみると児童支援機関では「未診断」の人の割合が高く、早期支援によって関係機関と連携がされていた。

相談支援機関及び就労支援機関では、「診断のある人」の割合が高く、障害者総合支援法による障がい福祉サービスにつながっていることが分かった。

共通の課題として挙げられていたのが「本人・家族の障がい受容」「連携及び支援体制の強化」「職員のスキルアップ」「発達障がいの理解の促進」等であった。

○前回調査時点と比較して「発達障がい」という言葉は浸透してきたが、各支援機関の多くが地域における発達障がいに対する正しい理解が進んでいないと感じている。保護者をはじめ地域住民、事業者へのより一層の普及啓発が望まれる。

○支援機関は、発達障がい者（児）支援を行う上で、支援者のスキルアップや発達障がい

関する専門的知識を持った人材の育成等の意見を挙げており、発達障がい者（児）の支援者を養成する機会を今後とも確保していく必要がある。

○ライフステージの移行に伴う情報の共有化や、福祉・教育・医療及び就労支援機関など多岐にわたる関係機関の連携強化、また本人だけでなく家族に支援が必要な場合の対応など一体的な支援体制を強化が求められている。

IV 調査結果

1 市町村

問1 発達障がい者(児)支援に関する「取りまとめ窓口」について

(1) 発達障がい者(児)支援に関する総合的な取りまとめ担当を定めていますか。

「総合的な取りまとめ担当」とは、市町村において乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通して、一元的に発達障がいについて取りまとめを行っている担当のことです。

取りまとめ担当を定めている	2
取りまとめ担当を定めていない	22

◆取りまとめ担当を定めている市町村

担当課	福祉部局(課)
人数(平均)	2人
職種	一般行政職・保健師

◆取りまとめ担当を定めていない市町村

各課等において個々に対応	22
かつ明確に役割分担を決めている	4
事業者等へ委託により対応	2
今後定める予定	0
その他	1

(2) 質問(1)において「取りまとめ担当を定めている」と答えた市町村にお伺いします。

①取りまとめ担当は、市町村に関係する各発達障がい関係部局(課)及び機関を広く把握していますか。(例えば、連絡先、関係機関の活動内容の把握など)

把握している	2
把握していない	0

【把握している機関】 ※複数回答

医療機関、療育機関、福祉部局、保健部局、保育所・園、教育委員会、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、労働局、相談支援事業所、発達障がい者総合支援センター、こども女性相談センター、精神保健福祉センター、保健所、障害者就業・生活支援センター、親の会

【把握していない機関】

大学、障害者職業センター

②取りまとめ担当があることを、各関係部局(課)・機関及び保護者等に周知していますか。

周知している	0
周知していない	2

③取りまとめ担当は、各機関の役割分担や取り組み、関係機関との情報共有、会議への参加要請等が行える体制ができていますか。

体制ができています	2
体制ができていない	0

問2 発達障がいに関する相談について

(1) 市町村において、発達障がいに関する相談がありますか。
(委託事業における相談も含みます)

①当事者が乳幼児期(0歳～6歳)

相談がある	21
相談がない	0
その他	3

◆相談対応部局(課)

保健センター、福祉課、教育委員会 など

◆その他について

- ・相談はあるが、全ての相談内容を記録していないので回答不可。
- ・相談はあるが、発達障がいの診断を受けているケースはない。
- ・市内6箇所の保育所を巡回し、就学前の支援を必要とする児童に継続した療育と保護者相談を行っている。(巡回ひまわり)
- ・就学前の支援を必要とする児童を対象に、少人数のグループ学習によりコミュニケーションスキルや行動調整能力の向上のための指導を行っている。(ひまわり教室)

◆相談がある場合

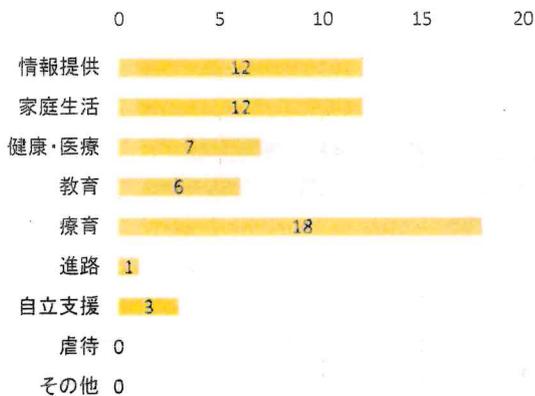
【相談件数】

年度	件数		うち委託の件数	
	延べ	実	延べ	実
平成30年度	1,921件	548件	281件	42件
令和元年度	2,263件	695件	515件	93件
令和2年度	2,476件	794件	583件	76件

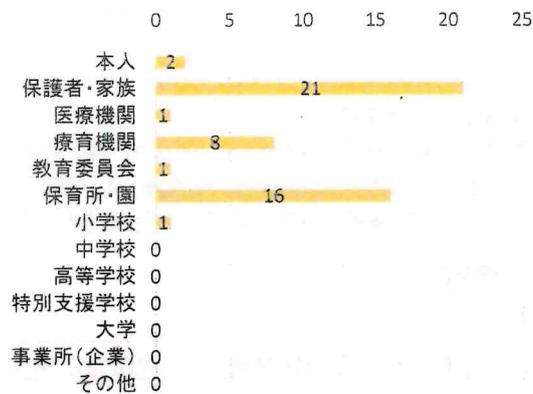
【相談方法(令和2年度)】 ※複数回答・未回答あり

年度	件数		うち委託の件数	
	延べ	実	延べ	実
来所	1,359件	353件	145件	19件
訪問	219件	120件	69件	29件
電話	784件	391件	256件	36件
その他	181件	77件	98件	31件

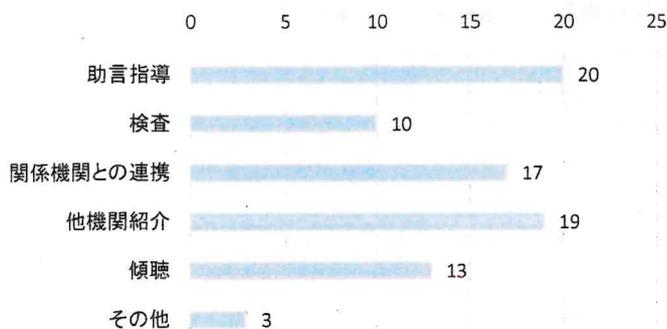
【相談内容(令和2年度)】 ※複数回答



【相談者(令和2年度)】 ※複数回答



【支援の内容】 ※複数回答



◆「支援の内容」のその他について

- ・相談事業の案内
- ・障がい児福祉サービスの利用のための支給決定
- ・発達相談、その他各種福祉サービスによる支援

②当事者が児童・生徒(7歳～18歳)

相談がある	18
相談がない	2
その他	4

◆相談対応部局(課)

福祉課, 教育委員会 など

◆その他について

- ・相談はあるが、全ての相談内容を記録していないので回答不可。
- ・相談はあるが、発達障がいの診断を受けているケースはない。
- ・18歳未満及び18歳以上の件数管理のため、数値の確認ができない
- ・発達障がいに特化した相談実績はない

◆相談がある場合

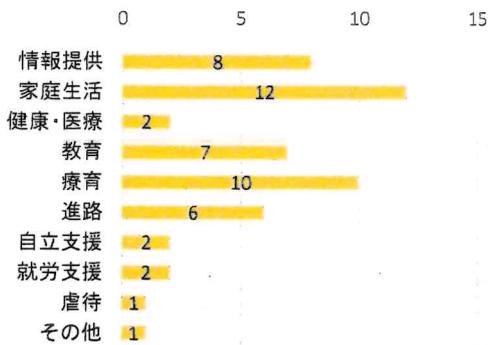
【相談件数】

年度	件数		うち委託の件数	
	延べ	実	延べ	実
平成30年度	延べ 603件	実 169件	延べ 339件	実 51件
令和元年度	延べ 785件	実 189件	延べ 489件	実 56件
令和2年度	延べ 897件	実 284件	延べ 486件	実 79件

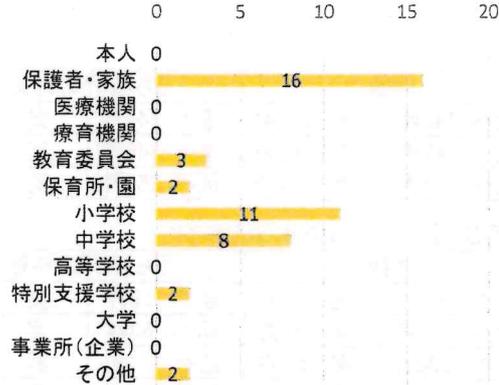
【相談方法(令和2年度)】 ※複数回答・未回答あり

年度	件数		うち委託の件数	
	延べ	実	延べ	実
来所	延べ 311件	実 111件	延べ 188件	実 29件
訪問	延べ 135件	実 101件	延べ 36件	実 63件
電話	延べ 403件	実 133件	延べ 212件	実 18件
その他	延べ 55件	実 5件	延べ 50件	実 3件

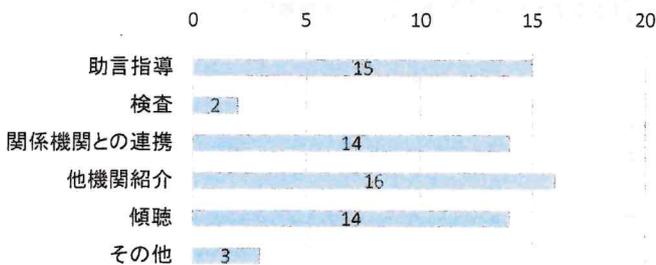
【相談内容(令和2年度)】 ※複数回答



【相談者(令和2年度)】 ※複数回答



【支援の内容】 ※複数回答



◆「支援の内容」のその他について

- ・障がい児福祉サービスの利用のための支給決定
- ・関係機関への情報共有を行い、連携し支援をしていく。
- ・ケース会議
- ・発達相談、その他各種福祉サービスによる支援

【就労に関する相談があった場合の支援の内容】

- ・本人及び家族の状況、希望等に応じて、ハローワーク等への相談や、就労系サービスの利用に繋げている。
- ・相談支援事業所を通じて福祉サービスの利用につなげる。
- ・関係機関への情報共有を行い、連携し支援をしていく。
- ・職業評価が必要なため、支援協力してくれる障がいの就労支援事業所等の機関への紹介と対応
- ・関係機関への情報提供を行い、必要であれば保護者と直接面談している。
- ・相談者の状況や希望を把握し、作業所や就労継続支援等の情報提供、またはハローワークでの障害者職業紹介へ繋げる
- ・発達障がい者総合支援センターやハローワークへ繋いでいる。
- ・本人・家族と面談の上、本人の状況に応じたサポート先を紹介し、支援を行う。
- ・ハローワークもしくは就労継続サービス等の情報提供
- ・広域実施している相談支援事業所を紹介する。

③当事者が19歳以上

相談がある	15
相談がない	7
その他	2

◆相談対応部局(課)

福祉課, 保健センター など

◆その他について

- ・相談はあるが、正確な数字は把握していない。相談支援事業所に繋ぐなどの対応をしている。
- ・相談はあるが、全ての相談内容を記録していないので回答不可。

◆相談がある場合

【相談件数】

年度	件数		うち委託の件数	
	延べ	実	延べ	実
平成30年度	345件	147件	247件	129件
令和元年度	442件	165件	346件	145件
令和2年度	502件	221件	357件	199件

【相談方法(令和2年度)】 ※複数回答・未回答あり

年度	件数		うち委託の件数	
	延べ	実	延べ	実
来所	63件	23件	19件	10件
訪問	73件	89件	63件	86件
電話	208件	68件	119件	52件
その他	161件	68件	156件	66件

【相談内容(令和2年度)】

※複数回答

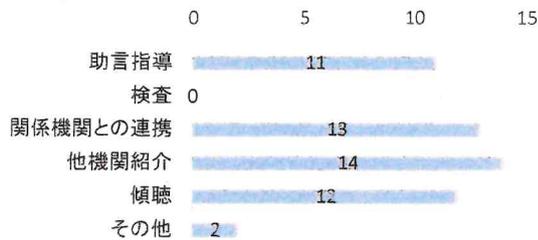


【相談者(令和2年度)】

※複数回答



【支援の内容】 ※複数回答



◆「支援の内容」のその他について

・各種福祉サービスによる支援

【就労に関する相談があった場合の支援の内容】

・本人及び家族の状況、希望等に応じて、ハローワーク等への相談や、就労系サービスの利用に繋げている。

・相談支援事業所を通じて福祉サービスの利用につなげる。

・障がい福祉サービスの情報提供や相談支援事業所の紹介、支給申請手続きの案内。

・障害者就業・生活支援センターにつないでいる。

・関係機関への情報共有を行い、連携し支援をしていく。

・相談支援事業所や就業・生活支援センター等につないでいる。

・ハローワークやサポステなどの就業機関、職業センターなどの職能評価など、就労に関する情報提供、必要に応じた同行支援等。

・生活困窮事業の相談、ハナミズキ(発達障がい者総合支援センター)への相談や手帳取得及び各種福祉サービスの紹介、関係機関との連携

・相談者の状況や希望を把握し、作業所や就労継続支援等の情報提供、またはハローワークでの障害者職業紹介へ繋げる

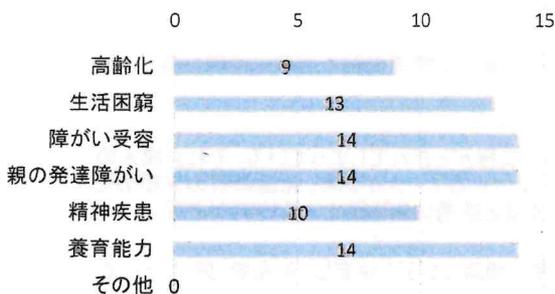
・本人、家族と面談の上、本人の状況に応じたサポート先を紹介し、支援を行う。

・就労継続支援事業所の紹介、ハローワークへの随行等

(2) 当事者の親に課題や支援の必要を感じたケースはありますか。

ある	21
ない	3

◆相談がある場合の課題等 ※複数回答



問3 発達障がい者(児)支援のための連携状況について

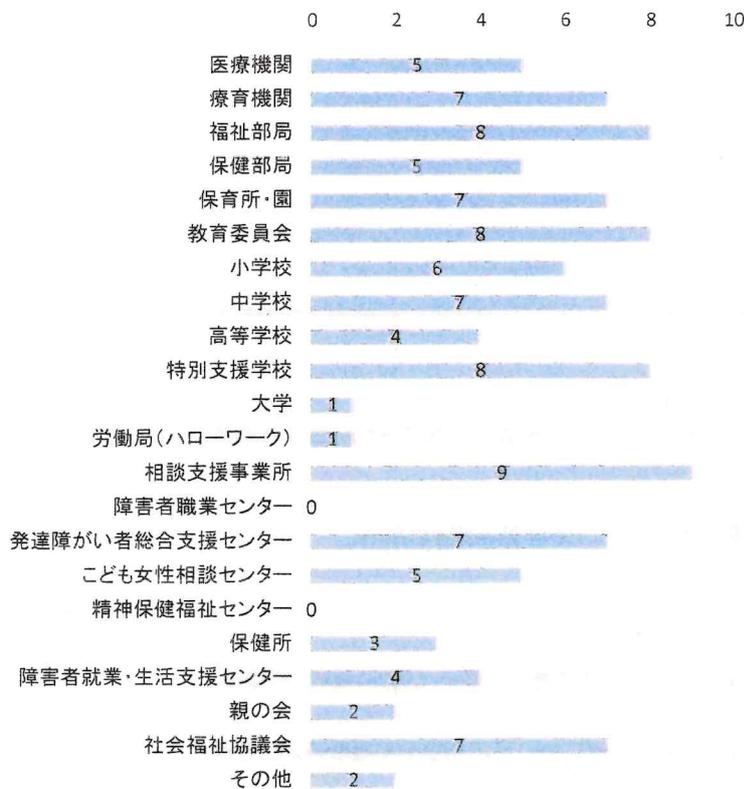
(1) 市町村において、発達障がい者(児)の個別支援会議を開催していますか。

開催している	10
開催していない	14

◆開催している場合

開催回数	年2回～12回または随時
------	--------------

(2) 上記(1)の個別支援会議では、主にどの機関と連携していますか。 ※複数回答



(3) 市町村において、今後、どのような連携(体制)が必要だと考えますか。必要な連携機関、連携方法等について、御記入ください。

- ・今の連携機関との強化を図っていく必要がある。
- ・ライフステージの移行に対応できるよう、福祉、教育、医療、介護等の分野で見落としなく情報共有が行える体制が求められる。教育分野においては、本人・保護者への情報共有や学校への指導・助言等の支援を適切に行うために、専門的な知識を持ち、関係機関との連絡調整や情報収集を行う職員を配置する等の体制整備が必要であると考えられる。
- ・福祉部局と教育委員会の連携。障がい児通所支援事業所と学校の情報共有及び連携強化。その他各機関の関係構築の場。
- ・対象者のライフステージに合わせた支援や相談を継続的に行うこと。
- ・他職種間で随時連携をとりながら、対象者(児)を支援し、変化がある場合は関係機関で迅速に情報共有し、その都度問題に対応していく。
- ・現在は、18歳(高校3年卒業)となると、児童相談所や子育て部局の支援がとぎれてしまっている。それを成人の機関につなげるときに、情報があまりなく、支援がとどこおってしまうケースがある。発達障害の支援のための協議会を設立し、関係機関で協議の場を設け、切れ目のない支援と連携体制を設立する体制が必要。
- ・発達障がい者(児)の状況に応じて、連携する機関を本人や保護者と相談しながら決定し、対象者(児)にとって本人や保護者が安心できる体制作りが必要である。
- ・町内に専門の事業所がなく、町外の事業所からは対応が困難なことが多く、支援の方法に限りがある。
- ・会議の時だけでなく、年間を通じて随時相談できる体制があれば、より手厚い対応が可能となる
- ・県内で発達障がい児(者)を専門に診てくれる医療機関が少ないので、連携パスのような体制が必要。
- ・よりスムーズに連携がとれるように調整していく。
- ・ケースに応じて、関係する機関で支援チームを編成し、一体的な支援を行う。
- ・連携体制について特に意見はないが、各機関の密な連絡は必要だと思う。

問4 「個別の(教育)支援計画」等の様式の作成について

(1) 市町村において、「個別の(教育)支援計画」等の様式を作成していますか。(名称は問いません)

「個別の支援計画」とは、発達障がい者(児)を含む障がい者(児)に対し、長期的な視点に立って、地域において一貫した支援が可能となるよう、医療、福祉、保健、保育、教育、労働等の各関係機関が連携して、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うために作成するもの。具体的記載内容は、支援のニーズ、目標や内容、役割分担、発達歴の記載や支援方法など。

作成している	14
今後作成する予定または検討中	0
作成する予定なし	10

作成年度	平成20年度～令和元年度、毎年度、不明
担当課	教育委員会、教育研究所、福祉部局課等

◆配布先

- ・幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小学校、中学校
- ・幼稚園・保育所(園)・認定こども園・小学校で教育調査を受けた保護者、希望する保護者
- ・申請のあった教育機関、特別支援コーディネーター
- ・地域特別支援連携協議会委員 希望する障がい者(児)
- ・発達障がい者を含む障がい者やその家族でファイル希望する方
- ・新生児の保護者
- ・保健センター、健康福祉課、教育委員会内
- ・保育園:独自で作成、小中学校:各学校でデータを作成しているため、毎年配布はしていない

◆配布部数

平成30年度	481冊
令和元年度	503冊
令和2年度	476冊

◆支援計画の所持者

所持者	当事者が18歳まで	当事者が18歳以上
保護者	13	6
本人	2	6
公的福祉機関	0	0
公的教育機関	4	0
その他	0	0

◆記載内容 ※複数回答

支援ニーズ	13
支援目標・内容	11
評価・見直し	10
役割分担(支援者)	8
支援方法	13
日常の様子	13
発達歴	14
その他	2

(2) 質問(1)において「作成している」と答えた市町村にお伺いします。

①「個別の(教育)支援計画」等の活用に関する評価・見直しを行っていますか。

行っている	11
様式の評価・見直し	7
支援内容の評価・見直し	7
その他	2
行っていない	3

◆行っていない理由

- ・見直しが必要な事案があれば検討する予定
- ・実際の業務で使用する支援計画ではないため。

②「個別の(教育)支援計画」等を活用してどのような連携を図っていますか。また活用状況について、お聞かせください。

- ・就学、進学時の引き継ぎ時に利用している。幼稚園、保育所(園)、小中学校や療育機関との情報共有に活用している。
- ・就学前(保・幼)から小・中学校と共通のファイルを活用することで支援に生かしている。
- ・引き継ぎ時に活用しており、高校入学まで引き継ぎが可能である。例年申請数が増加しており、活用が広がってきている。
- ・主に保育園から小学校等の生活環境の変更時の引き継ぎや、担任の変更に伴う引き継ぎ時に利用している。
- ・「相談支援ファイル」が活用されていない。
- ・配布開始から年数が経っていないので、徐々に活用が広がっている最中。活用を広げる工夫を検討予定。
- ・進級時、校種間の引き継ぎに利用
- ・主に、こども園と小学校、小学校から中学校への引き継ぎ時に活用。
- ・保育園→小学校→中学校が引き継ぎ時に活用している。
- ・保護者と課題・目標を共有できている。本人(保護者)と支援者が情報共有しやすい。
- ・幼稚園と小学校が引き継ぎに活用している。
- ・保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携、引き継ぎに活用している。
- ・保育所、幼稚園、小学校が引き継ぎ等に利用している。活用は広がっていない。

③「個別の(教育)支援計画」等の活用後の成果及び課題等について、御記入ください。

- ・個別の指導計画や発達検査結果報告書など、幼児・児童生徒について成長や発達にかかわる資料を綴り、情報を共有できるようにしている。
- ・成果:個々の子どもに対する手厚い支援を行うことができている。課題:ニーズにあった様式等の改善。
- ・対象児童生徒の学習の積み重ねがよくわかるため、学校間だけでなく、関係機関との支援計画との連携もとりやすくなっている。今後の課題として、保護者の困り感の共有が必要であると考えている。
- ・成果としては、対象者の特性などについてスムーズな引き継ぎができる。
- ・本町単独の様式ではないので様式の改善は難しいが、活用方法を各所属間で共有し、保護者への活用を促せるよう話し合っている。
- ・配布開始から年数が経っていないので、成果や課題について調査を行っていない。改善に向けての計画を検討予定。
- ・引き継ぎがスムーズに出来る。保育所や学校から様式変更の要望があれば、関係者で検討会議を開き、改善に努めている。
- ・支援計画を活用することで、進学時や担任変更時の引継ぎがスムーズになった。作成を義務としているが、保護者への同意を現場で行えないなどの課題がある。
- ・様式の見直しも行っており、スムーズに引き継ぎができている。
- ・記録を残しておくことで発育歴が把握しやすい。ライブイベントでスムーズに引き継ぎができる。本人(保護者)と支援者が情報共有しやすい。本人(保護者)によって活用度合いに差がある。本人(保護者)が紛失しがち。より良くするため様式について検討する会議の開催が必要。
- ・学校と放デイとの連携が課題。
- ・活用するとスムーズに引き継ぎができる。一貫した支援が可能となる。
- ・活用すると、発達歴、受診歴などがわかり、スムーズに引き継ぎできると思うのだが、なかなか活用されていないのが現状である。使いやすくなるよう様式等の改善を行いたい。

問5 乳幼児健診の実施状況等について

(1) 発達障がい又は疑いのある要フォロー児の情報共有の方法についてお答えください。 ※複数回答

健診前カンファレンス	14
健診後カンファレンス	23
担当者の個別対応	11
その他	3

(2) 乳幼児健診時の発達障がいを視野に入れたスクリーニング方法についてお答えください。 ※複数回答

母子保健マニュアル等に基づく問診	22
上記以外の問診等	10
発達検査・知能検査	20
検査名 遠城寺式	12
K式	6
その他	3
アセスメントツールの利用	10
M-CHAT	10
全項目(23項目)	1
重要10項目	5
一部の項目	4

PARS-TR	3
全項目(幼児期34項目)	0
短縮版項目	1
一部の項目	2
その他	0
行動観察	16
個別	15
集団	5
定期的にスクリーニング方法の評価・見直しを行っている	4
その他	0

(3) 就学前(4歳~6歳)の幼児の発達面のスクリーニングをどのようにされていますか。 ※複数回答

4・5歳児健診などの健診事業の実施	5
保健センター等で行う他事業の際に発達チェックの実施	7
幼稚園・保育所との連携	16
幼稚園・保育所での就学前スクリーニング検査	11
その他	5

◆その他について

- ・5歳児相談
- ・4~6才健診は実施なし。就学前に保護者・関係機関から相談があれば対応。
- ・4歳児巡回相談
- ・個別発達相談
- ・実施していない

(4) 乳幼児健診等で、「発達障がい」もしくは「発達障がいの疑い」としてフォローの対象となった幼児に対する支援についてお答えください。

実施している	24
実施していない	0

◆実施している ※複数回答

電話相談	19
家庭訪問	17
保育所等の巡回相談	13
個別相談	21
フォロー教室(子育て広場、ことばの教室等)	14
実施回数	2回~72回/年
実施主体	市町村又は委託
実施職種	言語聴覚士, 作業療法士, 保育士, 保健師, 看護師 公認心理師, 臨床発達心理士, 特別支援教育士 児童発達支援指導員, 発達支援事業所スタッフ
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳~就学前 ・1歳6か月児 ・3歳児以降の幼児 ・1歳半~5歳未満 ・乳幼児検診にて、発達面でフォローが必要となった者 ・ことばの遅れや発音が気になる方 ・1.6歳健診でのM-CHAT結果によらず、健診受診者全員 ・発達が気になるお子さん ・検診事後経過観察児等 ・1歳半~3歳半頃の児童とその保護者
内容	・親子はぐくみ教室

<ul style="list-style-type: none"> ・ことばの相談、児童相談、個別療育相談 ・感覚統合運動を中心とした集団療育 ・発達が気になる児に対して、集団での療育 ・言語聴覚士による言語聴覚検査、個別相談 ・社会性、コミュニケーションの育ちに焦点をあてた内容での学習やワークの実施 ・あそびの教育：発達が気になるお子さんに対する相談、検査等 ・ことばの相談教室：ことばに関する相談、発達相談 ・発達検査をベースに本人とのトレーニング、保護者への対応等の指導 ・遊びを通じての手段指導 ・ことばの応援教室：ことばの発達に関するメカニズムや、言葉の発達を促す遊びに関して話す ・個別発達相談、ことばと聞こえの教室

◆個別相談対応職種 ※複数回答

保健師	13
臨床心理士	7
心理士	3
公認心理士	3
言語聴覚士	5
作業療法士	2
特別支援教育士	3
小児科医	1

◆他相談機関への紹介 ※複数回答

こども女性相談センター	2
医療機関	4
児童発達支援センター等	9
発達障がい者総合支援センター	5

◆他療育機関への紹介 ※複数回答

児童発達支援センター	10
医療機関	3
徳島赤十字ひのみね療育センター	6
障がい児通所支援事業所	1

(5) 乳幼児健診、及び健診後のフォローにおける課題についてお答えください。 ※複数回答

要フォロー児の増加	19
職員のマンパワー不足	14
保護者の障がい受容が困難	14
経験等によるスキルの差	9
相談・療育・診断等の支援機関の不足	18
保護者の養育力	16
その他	0

問6 市町村の支援体制について

(1) 発達障がい者(児)支援に関する部署の専門職員の配置状況について、お答えください。

配置している	17
配置していない	7

◆配置の状況

職種	常勤(非常勤を含む)	委託(雇い上げ等)	
保健師	73	0	
言語聴覚士	0	18	
心理士	2	9	
その他	家庭相談員	2	
	社会福祉士	2	
	医師	1	
	特別支援教育士	1	
		社会福祉士	1
		精神保健福祉士	1

(2) 発達障がい者(児)への支援及び家族支援として、市町村で実施していることがありますか。

実施している	13
現在は実施していないが、予定はある	1
実施する予定はない	10

◆実施内容 ※複数回答

早期から家族全体への説明や支援	6
保護者同士や先輩保護者との交流	1
ペアレントトレーニング	0
ペアレントプログラム	0
ペアレントメンターの養成	0
保護者や兄弟姉妹に対する心理的サポート	5
家族のレスパイト(一時的休息)の提供	1
保育所・園への巡回訪問支援	8
その他	4

◆その他について

- ・発達障害児支援のための研修会を年度に3回程度実施している
- ・自立支援協議会でこども部会を設立し、2か月に1回会議を開催している。
- ・発達相談
- ・乳幼児個別発達相談

(3) 今、実施していない市町村にお伺いします。次の家族支援に関心がありますか。 ※複数回答

ペアレントトレーニング	4
ペアレントプログラム	4
その他	0

(4) 市町村において、発達障がいに関する啓発用パンフレット・冊子等を作成していますか。

作成している	1
未作成だが今後作成する予定又は検討中	1
作成していないが、既製のものを活用している	7
作成する予定なし	15

(5) 発達障がい者総合支援センターで作成している刊行物等を利用されたことがありますか。

ある	16
ない	8

◆利用内容 ※複数回答

相談フローチャート	3
相談者記入シート	0
発達障がい就労サポートブック	5
大人の発達障がいハンドブック	6
医療機関リスト	12
防災ハンドブック	7
その他	0

(6) 市町村が発達障がい者(児)支援をする上での課題について、御記入ください。

- ・本人・保護者への情報提供や学校への指導・助言等の支援を適切に行うことができる職員の育成。
- ・親、家族の理解や受け入れが難しい場合、支援につながらない。サービスが必要な方に必要な回数が利用できると良い。
- ・発達障がいに関する専門的な相談は市町村では対応が難しい。
- ・保護者の理解が得られにくい。療育機関や専門の医師や医療機関が少ない。
- ・療育機関が少なく、適切な時期に必要な時間利用ができない。
- ・医療機関へつなげて、初診の予約が2か月先などすぐに受診に繋がらず、言語訓練等も受け入れてもらうことが難しい。
- ・以前は、こども女性センターでも相談できていたが、受け入れてもらえなくなった。ニーズは増加しているが相談先が減ってしまった。ニーズは増加しているが相談先が減ってしまった。
- ・市町村で、専門職の確保は難しい。相談や訓練、療育などの受け入れ先を充実させてほしい。
- ・引きこもりをしている発達障がい者が親亡き後、地域で一人で生活する場合の支援の難しさや、自立訓練事業所、就労継続支援事業所が町内にないため、日中に活動する場所の不足。
- ・町内に専門の事業所がなく、町外の事業所からは対応が困難なことが多く、支援の方法に限りがある。

- ・専門の医療機関が少ない。療育機関も少なく、僻地に住む人が利用できない。
- ・ひきこもりしている発達障がい者が親亡き後、一人で生活する場合の難しさ。
- ・職員のマンパワーやノウハウが不足している。
- ・医療・支援機関が遠方にあり、身近な場所で支援を受けることができない。
- ・「発達障がい」という言葉を知る人が多くなり、理解も広がった一方で、「人と違う＝発達障がい」という安易な振り分けが多いように思われる。保育所や幼稚園でも、「言うことを聞けない児童」は療育に行くよう勧める体制が見受けられることから、教育機関での専門的知識を持った対応が必要ではないかと考える。
- ・グレーゾーンが増加し児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用者が増加による予算上の増加。

問7 防災について

(1) 市町村の防災計画に発達障がい者への配慮が規定されていますか。

規定されている	5
規定されていない	19

◆規定されている配慮

- ・徳島市地域防災計画では、発達障がい者は「要配慮者」として整理されており、要配慮者に対しては、防災知識の普及啓発について十分に配慮するよう努めるよう規定されている。また、要配慮者利用施設として児童発達支援センターや放課後デイサービス等を定め、避難確保計画の提出を求めている。
- ・指定避難所への収容は、要配慮者を優先させ、要配慮者に配慮した施設運営に努める等、要配慮者への配慮について記載している。
- ・要支援者は、福祉避難所へ振り分けて避難させる。
- ・発達障がい者に限らず、高齢者や傷病者、障がい者(避難行動要支援者)の方用に支援対策マニュアルの整備や支援者名簿の作成
- ・避難所ではスロープや多機能トイレ等の設置など高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努め、避難者の心身双方の健康状態には十分配慮し、必要に応じ保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。町及び県は、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮し、要配慮者の応急仮設住宅への優先的入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

◆災害時の対策

- ・エフラインシステム(要配慮者利用施設への情報伝達システム)により、予めメールアドレスの提供を受けた要配慮者利用施設に対して、本市ファクシミリからの一斉通信によって、避難情報の発令等の伝達回線を記した画像データを施設メールアドレスに送信することにより、円滑・迅速な災害情報の伝達を図っている。
- ・被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める等、要配慮者への支援対策の実施を記載している。
- ・外見で認知できない障がいにより、特別の配慮を必要とする場合は、自ら申告してもらう。
- ・生活必需品や車いす、ストマ用装具、ポータルトイレ、利用可能な施設、サービスに関する情報等の提供。また、ホームヘルパーの派遣や施設への新旧一時入所等必要な措置を行う。
- ・町は県とともに、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。町は県とともに、携帯端末、パソコンの掲示板、ホームページ、広報誌、FAX等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。
- 【担当】 町(総務部、厚生部、教育部)徳島県、上板町社会福祉協議会、医療関係者
- 町は県とともに、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
- 町は県とともに、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずるものとする。(1) 町は県とともに、孤児、遺児等の保護を必要とする児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- 町は県とともに、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及びこども女性相談センター等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について情報提供を行うものとする。

(2) 発達障がい者(児)やその家族、支援者等に対して災害時対応の研修会等を実施していますか。

実施している	3
現在は実施していないが、予定はある	0
実施する予定は無い	21

◆実施している

実施回数	1～2回/年
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ、防災ピクニックや防災訓練 ・育児支援の中に含めて研修を実施 ・施設単位で実施

(3) 今、研修会等を実施していない市町村にお伺いします。該当する箇所をチェックしてください。

必要性を感じているが、ノウハウや人的余裕が無い	18
県の支援があれば、実施してみたい	5
必要性を感じていない	0
その他	1

◆その他について

- ・町内会、支部単位では実施しているので、発達障がいの方に特化して実施はしていない

問8 発達障がい者(児)地域支援計画について

(1) 市町村において策定済みの障がい者計画や福祉計画等において「発達障がい者(児)支援」を明記していますか。

明記している	16
明記していない	7
今後、明記する予定	0
その他	1

問9 その他

(1) 前回の調査時点(H26)と比較して、取り組みが進んだことや、課題として苦労している点など御記入ください。

・発達障害という言葉が前回の調査時点と比較して、社会的に浸透してきたように感じている。保護者から健診や相談時に「発達障害ではないか。」という質問は増えている。また、療育施設が増えたことによって、保護者の相談の機会が増えていることは発達障害の児を持つ保護者にとって有効であったと思う。

・<取り組みが進んだこと>平成30年度に鳴門市地域自立支援協議会子ども支援部会が発足し、乳幼児期からの継続した支援を行うにあたって各機関の連携が強化された。
 <課題>教育分野において、本人・保護者への情報提供や学校への指導・助言等の支援を適切に行うために、専門的な知識を持ち、関係機関との連絡調整や情報収集を行う職員等の配置をする等の体制整備が求められている。

・個別支援が必要な場合、自立支援協議会を活用して関係機関との連携が強化された。

・訓練機関や療育機関が増え、他機関と連携しやすくなった。専門的知識を有する者の人材確保が難しい。

・前回の調査時点と比較すると、発達障がい者等への支援について明記しているため、ペアレントトレーニング等の研修について周知をしていく予定である。また、課題については引きこもりをしている発達障がい者の親の高齢化により急な支援が必要となった場合の対応である。

・自立支援協議会を定期的に開催し、各支援者と情報共有ができ繋がりがやすくなった。地域に専門の事業所がなく、支援の方法に限りがあり、支援が進まないケースが多い。

・徳島県で医療機関等をまとめてくれているので、紹介しやすい。保育所の巡回相談があり相談がしやすい。

・個別支援計画が作成され、連携がし易くなった。

・家庭環境に問題のあるケースも増えているため、必要な機関と一緒に集まり継続的な支援の整備や連携することが課題である。

・専門的知識を有する者の人材確保が難しい。

・連携が進んで他機関と繋がりがやすくなった。依然として、支援を受けることができる医療・支援機関が遠方にあり、身近な場所で支援を受けることができない。1つの町だけでは、専門的知識を有する者の人材確保が難しい。

・事業所の増加、相談支援の充実など発達障がいへの支援は進んだように思われる。

IV 調査結果

2 支援機関

問1 発達障がい者(児)への相談支援の状況について

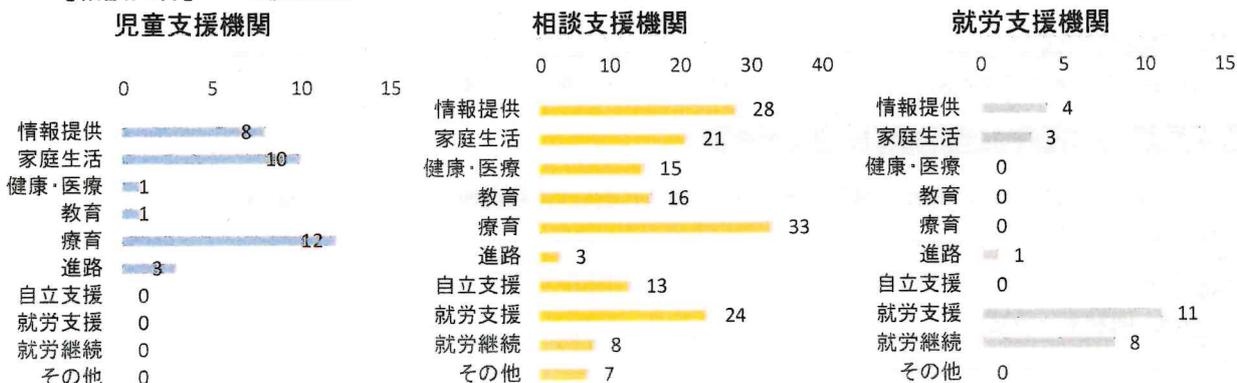
(1) 令和2年度の発達障がいもしくはその疑いがある方の支援実績について御記入ください。

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
支援実績がある	13	58	11	82
支援実績がない	0	18	0	18

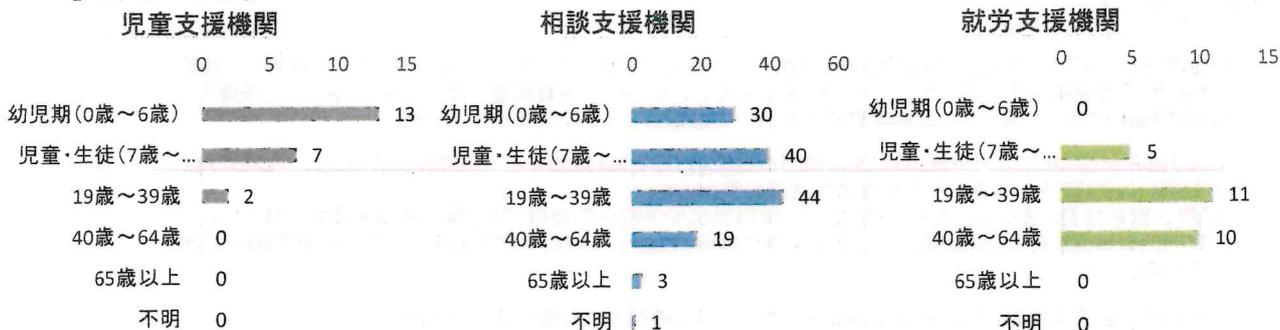
◆支援実績について

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
診断がある人(件)	289	2,260	924	3,473
未診断の人(件)	405	1,286	156	1,847

【相談内容】 ※複数回答



【当事者の年齢】 ※複数回答



(3) 発達障がいに関する相談の窓口を決めていますか。

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
決めている	12	23	6	41
今後決める予定	1	8	0	9
決めていない	0	45	5	50

◆決めていない理由(主な回答)

【相談支援機関】

- ・相談員により特に受け持担当のケースを分けていないから。
- ・専門的な人がいないため。
- ・指導員、管理者などその場で対応できる職員が対応している。

- ・他業務が忙しいため
- ・相談支援専門員が個々のケースに対応している
- ・障がい種別によって支援者を分けていない。
- ・相談支援専門員が対応している。
- ・提供するサービスに応じた窓口で対応している。
- ・総合的な相談の中で、必要があれば、専門の相談機関を紹介するため
- ・発達障がいだけにとどまらず、幅広く相談を受けているため。

【就労支援機関】

- ・発達障害を含め、障害者全般の就労支援を行っている。

(4) 発達障がい支援のための情報共有及びケース検討を機関内で実施していますか。

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
実施している	13	30	6	49
実施していない	0	46	5	51

◆実施回数

随時～240回/年間

(5)ペアレントトレーニングやペアレントプログラムを実施していますか。

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
実施している	7	1	0	8
ペアレントトレーニング	7	1	0	8
ペアレントプログラム	0	2	0	2
現在はしていないが予定はある	5	7	0	12
実施する予定はない	1	64	11	76

(6) 今、実施していない支援機関にお伺いします。次の家族支援に関心がありますか。(複数選択可)

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
ペアレントトレーニング	4	44	3	51
ペアレントプログラム	4	40	2	46
その他	1	11	1	13
関心はない	0	14	5	19

◆その他について(主な回答)

- ・母体の児童発達支援センターが取り組んでいる
- ・関心はあるが、業務が忙しく、時間をとるのが困難
- ・関心がない訳ではないが、余裕がなく、手をつけられない
- ・紹介内容としての情報は必要と思っている

(7) 発達障がい者(児)やその家族に対し、貴機関において取り組んでいる事業やサービスはありますか。(5)の事業を除く)

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
ある	10	30	9	49
ない	2	41	2	45

◆事業・サービスの内容について(主な内容)

【児童支援機関】

- ・児童発達支援、保育所等訪問支援、障がい児等療育支援事業
- ・個別の支援プログラム、保護者の悩みを聞き相談に乗る「相談室」の設置
- ・保護者交流会
- ・個別指導・グループ指導・送迎・給食の提供

【相談支援機関】

- ・相談支援事業、計画相談事業、障害児相談支援事業

- ・療育機関への紹介と情報提供。発達検査。事業所間の連絡調整。
- ・放課後等デイサービス
- ・特定相談支援事業、委託相談支援
- ・障がい福祉サービスの利用援助
- ・事業・サービスではないが年金申請の対応、触法行為へのアプローチ、就労支援に対するアセスメントなど
- ・サービス利用計画の作成、モニタリング作成、その他相談援助
- ・日常生活自立支援事業・居宅介護支援事業・生活福祉資金貸付制度・成年後見センター
- ・移動支援サービス(車両移送型)福祉移送事業(買い物バス)不安を抱える家族が集まる「おしゃべり会」の開催
- ・子どもに障がいがある保護者を対象とした、ピアサポートの力を活かしたワークショップを年4回開催
- ・福祉サービス利用援助・金銭管理支援・くらしサポートセンター・生活困窮者自立支援事業・放課後対策事業・放課後長期休み小学生預り その他総合相談

【就労支援機関】

- ・臨床心理士をファシリテーターに、同じ悩みを抱えている保護者を対象に問題の共有や課題解決に向けた話し合いなど自助グループ的なセミナーを実施(R2まで)
- ・随時の相談・精神障害者雇用トータルサポーターによる支援
- ・就職に関して、他の専門機関と情報共有しながら定期的にケース会議を開催して支援
- ・発達障害者雇用トータルサポートを設置し、専門的なカウンセリング等、個別支援の実施
- ・職業相談、職業紹介
- ・本人に対し、就労パスポートの作成、職場見学・実習・定着支援

(8) 発達障がい者(児)や家族等からの相談支援における課題について御記入ください。(主な回答)

【児童支援機関】

- ・連携はしているものの、十分な共通理解はむずかしく、対応がばらばらになってしまうことがある。核となる機関がはっきりしていないと感じる。
- ・利用終了した後の児や家族の困った時の相談などのフォローアップ。
- ・職員のスキルアップ
- ・家族の困り感に対して事業所での支援が家庭へフィードバックしづらい
- ・保育所や幼稚園、小学校との連携。十分に理解していただけないケースや、保護者との関係性が悪いケースもある。
- ・児童発達支援に対してネガティブなイメージを持たれている保護者への説明や対応が難しい

【相談支援機関】

- ・小学校などの連携の取りにくさ。相談支援事業所が世間的に認知されていないため上手く活用されていない。
- ・緊急時に対応できる窓口を一つでも多く設置していく
- ・家族からの相談の場合、本人の障害受容ができていない場合がある。・障害特性からくる2次の問題行動により、家族や事業所が支援にとまどっていることがある。
- ・家族に対するサポートやアドバイス。障害に対する理解。教育機関との連携。
- ・地域資源の少なさ(質の良い放課後等デイサービス等事業所の少なさ)・発達障がいを専門としている専門医が少ない。医師によっては発達検査等もせず、初診の保護者からの問診のみで診断名が見つかる場合もある。
- ・保護者の理解(子供の障害特性等)保護者と相談員との関係性の構築
- ・育児負担軽減等、本来の目的から外れている療育の利用がある
- ・コロナ禍において、以前のように対面での相談が難しくなっている。セキュリティに配慮しながら、WEB、SNS等の利用も必要である。
- ・家族支援が必要な家庭が多いが、介入のしにくさがある。・サービス利用のニーズがあっても障がいの程度や空き状況等により、受入れ先が見つからないことが多い。
- ・強度行動障がいのある方の受入れ先が見つかりにくい
- ・服薬について、どのようにすすめていくのが正解なのか不明

- ・相談支援においてなかなか丁寧な支援に時間が取れない。保護者に対する支援や子育て力の向上。相談支援の役割範囲。
- ・家族(両親)に発達障がい傾向があるケースが相当地に多いと感じている。本人及び家族支援が必要。
- ・知的には低くない人に対しての、将来に対する支援方法(支援学校にすすむかどうか、普通高校に通うかどうか、また卒業後の進路について)・通院や服薬について・引きこもりの方への支援・年齢が上になるほど、支援を受けようとしなくなる
- ・療育の中でSSTや人との関わり方等を教えてくれるような事業所はないか?との相談を保護者から受けたが、あずかりメインで発達障害特有の対人スキル等の向上をとり入れた療育をしている事業所はほぼない。特性に応じた支援やご希望に沿えるような場の情報提供がしづらい。
- ・高圧的な態度や説明が理解されない場合の対応。
- ・専門的な相談支援員の配置がない

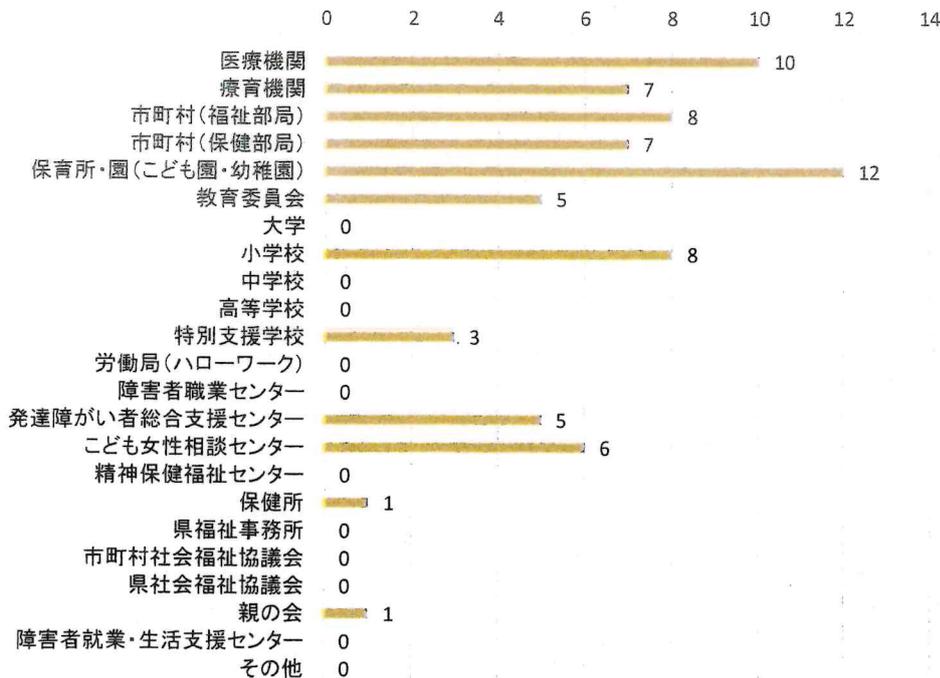
【就労支援機関】

- ・受入れ先企業での発達障害(者)への理解の程度に開きがあること。いったん就職出来ても離転職を短期間で繰り返したり、なかなか再就職出来ずにブランク期間が長期化したりして、当事者の就活に係わるモチベーションの維持が難しいこと。
- ・年齢があがると親の定年や老後の問題等で金銭的、時間的な余裕がなくなり中長期的な支援が困難になる。
- ・本人・家族の障がい受容の促し。
- ・一般の学校(高等学校、大学)を卒業後、就職先で人間関係がうまくいかず離職し、発達障害の診断を受けるケースが多くなっている。そのような方の場合、父兄を含め障害に対する受容が出来ていない場合が多いと感じる。
- ・本人や家族が希望する仕事が海部郡内ではあまり無いため、マッチングに苦労している。

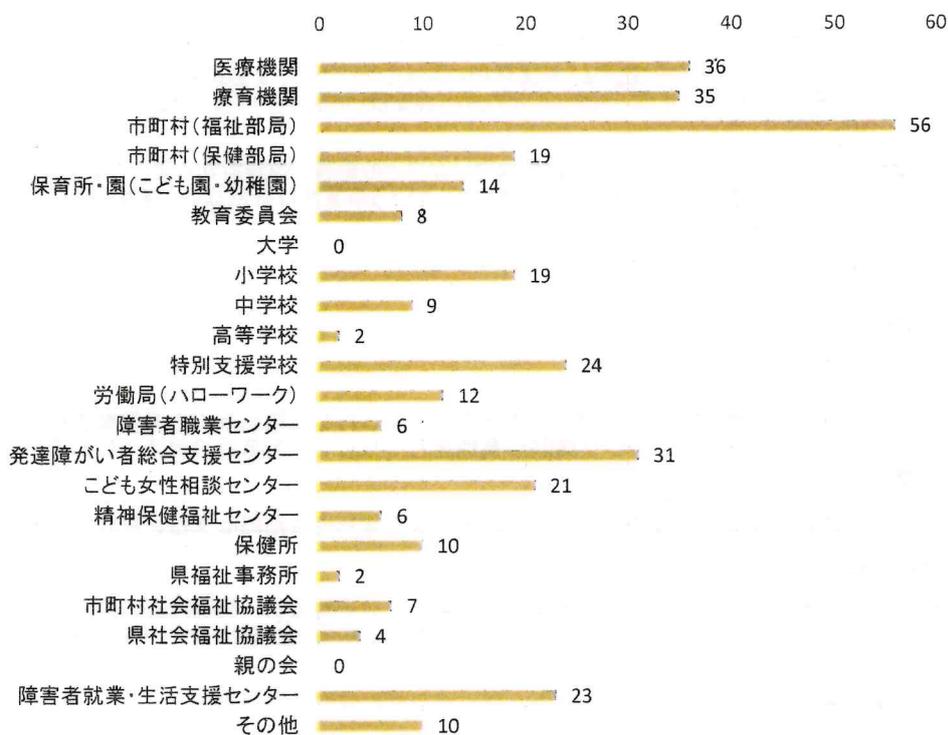
問2 発達障がい者(児)地域支援について

(1) 対応困難な事例が生じた場合、主にどの機関と連携していますか。 ※複数回答

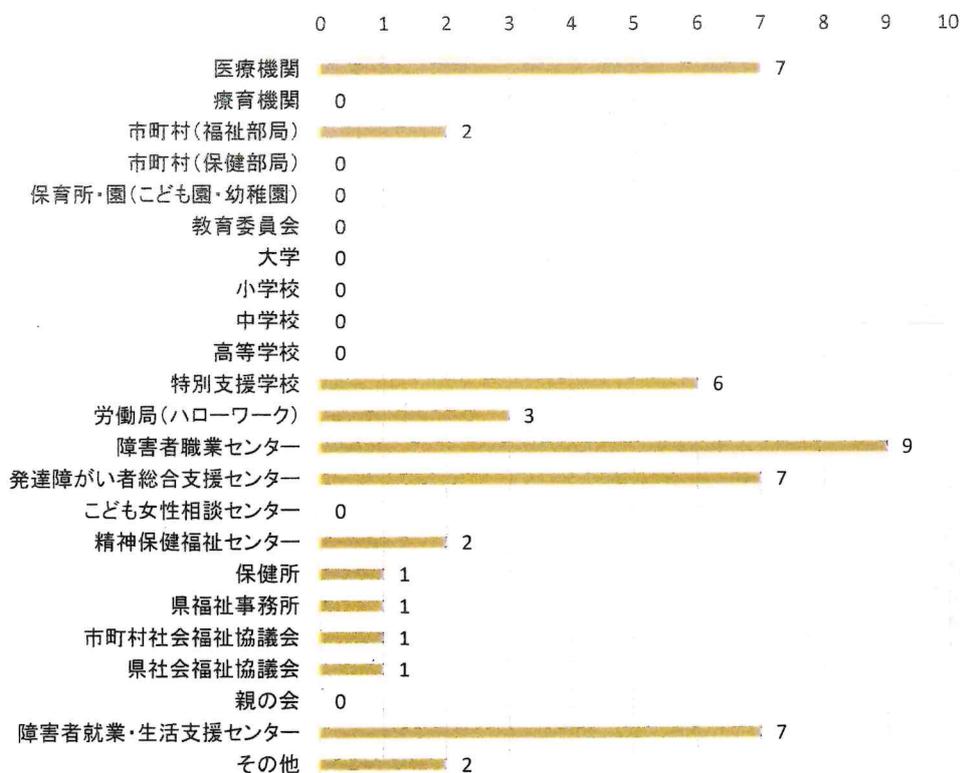
【児童支援機関】



【相談支援機関】



【就労支援機関】



(2) 地域において、今後、どのような連携(体制)が必要だと考えますか。
必要な連携機関、連携方法等について御記入ください。(主な回答)

【児童支援機関】

- ・地域全体で支援者を育てる体制(育成ネットワーク、育成プログラム)
- ・福祉の中での相談支援事業所とセンター等、だけでなく、福祉-医療-教育-保育機関 間の連携体制もまだまだ構築していく余地がある。

- ・相談支援員を中核とする連携体制をはっきりさせること。
- ・最初に関わる各市町村の保健師さん、虐待、DV等のケースについてはこども女性センターや警察も含め、すぐに連携が取れ迅速な対応ができる体制が必要。また保育所、幼稚園への保育所等訪問支援の必要性や制度の理解を広め連携できるようにしてほしい。
- ・福祉と教育の連携。市町村の福祉課と教育を担当する部署の間でも連携してほしい。
- ・関係機関すべてと連携はとれるようにしたい。必要である。ケース会議等の、電話等でその都度連絡がとれるとありがたい。

【相談支援機関】

- ・かかりつけ医、施設、家族、本人などで連絡がスムーズに実施できるようにする。
- ・小・中学校との連携は必要だと感じる。発達障害に対する理解やかかわり方・支援について等知らない、もしくは対応できないという学校もあった。
- ・医療ケアの必要な児童を受けるとの医療機関との連携は必須だと感じるが、なかなか気軽に連携できる状況ではない。
- ・どこの機関が主となって連携しているのかわからない。
- ・保護者が初回の相談に来られるときには、どこに相談に行ったらよいかかわからない、療育機関も選ぶ方法がどのようしたらよいか情報不足でわからないという方も多かった。相談窓口から事業所情報や空きの案内があれば(事業所からも情報公開)ありがたい。
- ・保育所・園、小中高校と連携を深めたいが、まだまだ少数しか関わっていない。電話やケース会議で情報共有したい。
- ・ハナミズキのような機関が市町村毎に整備されることを望む。人材の充実。支援のスーパーバイズとしての存在。
- ・幼稚園や小中高は、療育に対する理解が担任や校長等の考えによって異なるため、連携しづらいことがある。学校関係に福祉サービスや相談支援について知ってもらえるような研修等あれば連携体制が作りやすい。学校との連携は必要だと思う。
- ・地域の自立支援協議会において、発達障がいに対する研修などを行ってほしい。
- ・幼児期は保健師との連携、児童、少年期は主に教育機関との連携は不可欠である。成年期に関しては、相談内容により支援機関に変動があるため、一概には言えないが連携会議などにより関係構築や支援の統一が図りやすい。
- ・発達障害者(児)の理解者を増やす。民生委員、コミセン等
- ・連携の際、相談支援専門員が全てのことを見立てられないことも多い。関わる方、それぞれの、支援の見立てを客観的にしてほしい。当事者の意見尊重も基本にして。当事者不在の見立てはない。
- ・教育機関から卒業した後の支援
- ・発達障がい疑われる場合、専門機関に速やかにつなげ、支援体制が取れるよう相談窓口の周知が必要。

【就労支援機関】

- ・担当レベルでお互いの顔が見える有機的なネットワーク体制。教育と就労をゆるやかに結びつける(学校教育から一貫した支援体制づくり)
- ・当機関は働く意思のある求職者を仕事に結びつけることが業務であるため、障害者を受け入れ可能な地域の事業者様との連携、日ごろの意思疎通が必要と考える。

問3 発達障がい者(児)の地域支援体制整備について

(1) これまでに発達障がい者総合支援センターの事業を利用(参加)したことはありますか。

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
利用したことがある	13	55	8	76
事業を紹介したことがある	13	44	6	63
どちらもない	0	19	2	21

◆利用内容 ※複数回答

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
発達凸凹サポートチーム現場派遣事業	1	3	0	4
発達凸凹出前講座	1	1	0	2
子育てサポート教室	5	2	0	7
個別相談	1	21	4	26
研修会(発達障がい者支援専門員養成研修)	10	37	4	51
地域啓発研修会	5	10	0	15
発達障がい啓発講演会	10	21	1	32

発達障害啓発週間イベント	2	10	0	12
センターが作成した冊子・パンフ	7	24	5	36
その他	0	2	0	2

◆紹介した事業内容 ※複数回答

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
個別相談(電話・面接)	10	35	6	51
就労支援	1	14	1	16
発達支援	11	19	0	30
その他	0	2	1	3

(2) 貴所属職員の発達障がい理解や資質向上について、上記(1)以外の取組はありますか。

	児童支援機関	相談支援機関	就労支援機関	計
ある	11	27	7	45
ない	2	44	4	50

◆取組の内容(主な回答)

【児童支援機関】

- ・オンラインによる研修プログラムの活用 (ex. 長崎大学、職業実践力育成プログラム-eラーニング、発達障がいの基礎、アセスメント、支援、トピック)
- ・隔週での事業所内勉強会、月1回のケース検討、月1回の児童部門(センター型、事業型、相談支援)勉強会
- ・法人内にて各専門職の職員が講師となって、他職種の職員に対して自分達の専門性を伝える研修を実施
- ・月1~2回、持ちまわりでの勉強会 ・外部研修への参加 外部研修の伝達研修
- ・年に何回か講師を招いて、研修会を開いている。時には、実技へのアドバイスをもらう会も開いている。
- ・社協や福祉協会等が主催する研修会に参加し、職員に伝達講習を行う。療育の見学
- ・施設全体での研修や部署内での勉強会、外部での研修会への参加
- ・大学教授などのアドバイザーに入っただき、研修や個別のケース会議を実施
- ・法人での研修 外部関係機関の先生方との交流から学ぶことも多い
- ・自立支援協議会の子ども部会 又は、子ども支援部会にて講義形式で研修会を実施

【相談支援機関】

- ・webによる全国的及び県内の研修に参加している。施設内で動画視聴などによる研修に参加している。
- ・隔週での事業所内勉強会、月/回のケース検討、月/回の児童部門(センター型、事業型、相談支援)勉強会
- ・内部(法人内)での研修(ZOOM使用)、グループ法人発達支援研究所の事例検討(ZOOM使用)
- ・専門職員(ST・OT等)による個別支援・サポーターカレッジ研修(オンライン研修)・発達支援コンサルタントによるABA研修
- ・社会福祉士主宰の受講や社会福祉士等の資格支援

【就労支援機関】

- ・労働局や障害者職業センター等による障害者関係の研修、連絡会に担当が出席し、会議録等を回覧することで、所内での情報共有や学習を促進している。
- ・年1回職員を対象として、発達障がいを含む障がいに関する研修を行っている。
- ・精神障害者雇用トータルサポートが職員に向けて、研修を実施している。

(3) 今後、発達障がい者(児)支援を行う上で、地域における課題について御記入ください。(主な回答)

【児童支援機関】

- ・発達障がいについて、更に地域での理解が進んでいくこと
- ・小・中・高への入・進学の情報不足によって、不安や悩みをもっている保護者が多い。
- ・地域の方との交流がもてるイベント等の開催ができていない為、どう行っていくか(相談にしやすい場所づくり)
- ・移行支援
- ・インクルーシブが重要と言われているが、集団の中での個別の支援が進んでいない現状がある。インクルーシブ導入をどのようにしていくか現場レベルで考えていく必要がある。
- ・他機関と常に情報共有を行い、多方面から支援できる環境づくり

- ・正しい理解が広がっていけば良いと思う。地域で相談できる先を広げていく。
- ・教育機関との連携をもっとり共通理解が持てるようにしたい。トライアングルプロジェクトを広めてほしい(教育・福祉・家庭)

【相談支援機関】

- ・サービスを利用したくても定員いっぱいでは利用できない。ニーズに添ったサービスが提供されていない。
- ・中核施設の児童発達支援センターに、児童発達支援事業所等を支援する費用が見込まれていないこと。
- ・発達障がい者(児)に対して、専門的な支援を継続的にしてくれるような所(訪問支援等も)があればと思う。
- ・家族支援が増えていると思う。幅広く福祉サービスの充実や、日中の居場所作り、気軽にオープンに相談できる場がほしい。
- ・発達障がい者が気軽に参加できるイベントを行ってほしい。当事者にもわかりやすく周知して欲しい。
- ・行動障がいがある方(児・者ともに)の日中活動や生活の場の受け入れ先がない。・ASDや不登校の児童がサービスにつながりにくい。特に教育現場との連携や地域の実態が分からない。・家族支援が必要な家庭が多いが、支援は不十分。・社会資源の少なさ、(フォーマル、インフォーマルどちらも)地域格差がある。
- ・多職種連携の難しさ。エコマップの拡張(本人と係わりを増やしていく取り組み)地域住民への障がい理解など
- ・地域福祉に関わる人不足
- ・見た目だけではわからない内面の部分で、対人スキル等がなく周囲から理解が得られないこともある。昔よりは知られてきた障害であるが、支援体制がととのっても、一般の方々の理解がどれだけ得られるのかで、当事者の生きやすさが変わってくると思う。
- ・相談支援事業所が、計画作成に追われ、「相談」を受けられていないこと。
- ・面談等において、発達が強く疑われる場合において、本人にその理解や自覚がない場合、どのようにそのことを理解・受容してもらうかが難しい。
- ・発達障がいに関する正しい知識を伝え、特性を理解してもらう必要がある。

【就労支援機関】

- ・「支援が届いていないこと」「届いていたとしても適した支援ではない」など支援のミスマッチ
- ・地域資源を再確認し、様々な支援に係わる情報が一元化され、捉えやすく、アクセスしやすいように取り組みを進めてゆく必要は考えられる。
- ・海部地域において、公共交通機関が発達していないため、車が運転できなければ仕事が仮にあっても、通勤できないという問題(課題)がある。

問4 その他

(主な回答)

- ・福祉施設と一般施設が隔たりなく子どもの育ちを支援できるような制度の流れと共通理解が必要ではないかと感じている。
- ・発達障がい児が高校受験や大学受験を受ける為の合理的配慮を実施した場合の事例があれば知りたい。
- ・臨床心理士の在宅訪問ができるようになってほしい。
- ・療育相談を受けられるよう、海部郡内で定期的に出張相談等実施してほしい
- ・発達障がい者(児)の支援施策が一層、発展し充実していくことで発達障がいの理解が地域に根づくことを期待
- ・関係機関が今以上に情報共有し、協力して課題に取り組める環境が構築出来れば良い方向に進むと思う
- ・障がい本人がSNSやインターネットで、トラブルになることがあり、就学中に使用のルールを習得できればよいのではないか。
- ・介護保険の利用高齢者の中に、発達障がいがあるのではと思われる方がいるが、年代的に診断や手帳受付はない。また、家族の中にも障がいがあるのではと思われる方もいるが不明。
- ・ペアレント・トレーニングの講習会をお願いしたい

【市町村用】

市町村名	
担当課	
担当者名	
電話番号	

令和3年度 発達障がい者(児)支援に関する実態調査

※各問において、貴市町村で該当する□にチェックしてください。

問1 発達障がい者(児)支援に関する「取りまとめ窓口」について

(1) 発達障がい者(児)支援に関する総合的な取りまとめ担当を定めていますか。

「総合的な取りまとめ担当」とは、市町村において乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通して、一元的に発達障がいについて取りまとめを行っている担当のことです。

取りまとめ担当を定めている

担当課名 ()
 担当人数 ()
 担当職種 ()
 電話番号 ()

取りまとめ担当を定めていない

現状

- 各課等において個々に対応
 → かつ明確に役割分担を決めている
 事業者等への委託により対応
 今後定める予定
 → 予定時期 令和 年 月 日
 その他 ()

(2) 質問(1)において「取りまとめ担当を定めている」と答えた市町村にお伺いします。

① 取りまとめ担当は、市町村に関係する各発達障がい関係部局(課)及び機関を広く把握していますか。(例えば、連絡先、関係機関の活動内容の把握など)

把握している(複数選択可)

関係部局(課)・機関	<input type="checkbox"/> 医療機関	<input type="checkbox"/> 療育機関(児童発達支援センター等)	<input type="checkbox"/> 福祉部局
	<input type="checkbox"/> 保健部局	<input type="checkbox"/> 保育所・園(こども園・幼稚園)	<input type="checkbox"/> 教育委員会
	<input type="checkbox"/> 小学校	<input type="checkbox"/> 中学校	<input type="checkbox"/> 高等学校
	<input type="checkbox"/> 大学	<input type="checkbox"/> 労働局(ハローワーク)	<input type="checkbox"/> 相談支援事業所
	<input type="checkbox"/> 障害者職業センター	<input type="checkbox"/> 発達障がい者総合支援センター	<input type="checkbox"/> こども女性相談センター
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター	<input type="checkbox"/> 保健所	<input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター
	<input type="checkbox"/> 親の会	<input type="checkbox"/> その他 ()	

把握していない

- 今後、把握する予定
 → 予定時期 令和 年 月 日
 把握する予定は無い
 その他 ()

② 取りまとめ担当があることを、各関係部局(課)・機関及び保護者等に周知していますか。

周知している(複数選択可)

周知先	<input type="checkbox"/> 医療機関	<input type="checkbox"/> 療育機関(児童発達支援センター等)	<input type="checkbox"/> 福祉部局
	<input type="checkbox"/> 保健部局	<input type="checkbox"/> 保育所・園(こども園・幼稚園)	<input type="checkbox"/> 教育委員会
	<input type="checkbox"/> 小学校	<input type="checkbox"/> 中学校	<input type="checkbox"/> 高等学校
	<input type="checkbox"/> 大学	<input type="checkbox"/> 労働局(ハローワーク)	<input type="checkbox"/> 相談支援事業所
	<input type="checkbox"/> 障害者職業センター	<input type="checkbox"/> 発達障がい者総合支援センター	<input type="checkbox"/> こども女性相談センター
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター	<input type="checkbox"/> 保健所	<input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター
	<input type="checkbox"/> 親の会	<input type="checkbox"/> 当事者	<input type="checkbox"/> 保護者
	<input type="checkbox"/> 事業所(企業)	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 地域住民

周知方法	<input type="checkbox"/> 文書	<input type="checkbox"/> 会議	<input type="checkbox"/> 広報	<input type="checkbox"/> 電子媒体
	<input type="checkbox"/> その他 (
	<input type="checkbox"/>			

周知していない

- 今後、周知する予定
→ 予定時期 令和 年 月 日
- 周知する予定は無い
- その他 ()

③取りまとめ担当は、各機関の役割分担や取り組み、関係機関との情報共有、会議への参加要請等が行える体制ができていますか。

体制ができています
会議への参加要請回数() 回/年間)

- 体制が出来ていない
- 今後、体制整備を実施する予定
→ 予定時期 令和 年 月 日
- 体制整備の予定は無い
- その他 ()

問2 発達障がいに関する相談について

(1) 市町村において、発達障がいに関する相談がありますか。
(委託事業における相談も含みます)

①当事者が乳幼児期(0歳～6歳)
相談対応部局(課) 年齢層別の相談担当部局(課)を御記入ください。
()

相談がある

相談件数	平成30年度	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
	令和元年度	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
	令和2年度	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)

相談方法	令和2年度	来所	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
		訪問	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
		電話	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
		その他	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)

相談内容	具体的相談内容のうち、件数の多い上位3位までをチェックしてください。							
	<input type="checkbox"/> 情報提供	<input type="checkbox"/> 家庭生活	<input type="checkbox"/> 健康・医療	<input type="checkbox"/> 教育				
	<input type="checkbox"/> 療育	<input type="checkbox"/> 進路	<input type="checkbox"/> 自立支援	<input type="checkbox"/> 虐待				
	<input type="checkbox"/> その他 ()

相談者	具体的相談者のうち、件数の多い上位3位までをチェックしてください。							
	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 保護者・家族					<input type="checkbox"/> 教育委員会	
	<input type="checkbox"/> 医療機関	<input type="checkbox"/> 療育機関(児童発達支援センター等)	<input type="checkbox"/> 小学校	<input type="checkbox"/> 中学校				
	<input type="checkbox"/> 保育所・園(こども園・幼稚園)	<input type="checkbox"/> 高等学校	<input type="checkbox"/> 特別支援学校	<input type="checkbox"/> 大学	<input type="checkbox"/> 事業所(企業)			
	<input type="checkbox"/> その他 ()

相談があった場合、どのような支援を実施していますか。(複数選択可)

支援内容	<input type="checkbox"/> 助言指導	<input type="checkbox"/> 検査	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携
	<input type="checkbox"/> 他機関紹介	<input type="checkbox"/> 傾聴	
	<input type="checkbox"/> その他 (

- 相談がない
 その他 ()

②当事者が児童・生徒(7歳～18歳)

相談対応部局(課) 年齢層別の相談担当部局(課)を御記入ください。
 ()

相談がある

相談件数	平成30年度	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
	令和元年度	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
	令和2年度	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)

相談方法	令和2年度	来所	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
		訪問	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
		電話	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)
		その他	延べ	件・実	件	(うち委託の件数	延べ	件・実	件)

相談内容	具体的相談内容のうち、件数の多い上位3位までをチェックしてください。							
	<input type="checkbox"/> 情報提供	<input type="checkbox"/> 家庭生活	<input type="checkbox"/> 健康・医療	<input type="checkbox"/> 教育				
	<input type="checkbox"/> 療育	<input type="checkbox"/> 進路	<input type="checkbox"/> 自立支援	<input type="checkbox"/> 就労支援				
	<input type="checkbox"/> 虐待	<input type="checkbox"/> 非行	<input type="checkbox"/> 依存症					
	<input type="checkbox"/> その他 ()							

相談者	具体的相談者のうち、件数の多い上位3位までをチェックしてください。								
	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 保護者・家族							
	<input type="checkbox"/> 医療機関	<input type="checkbox"/> 療育機関(児童発達支援センター等)	<input type="checkbox"/> 教育委員会						
	<input type="checkbox"/> 保育所・園(こども園・幼稚園)	<input type="checkbox"/> 小学校	<input type="checkbox"/> 中学校						
	<input type="checkbox"/> 高等学校	<input type="checkbox"/> 特別支援学校	<input type="checkbox"/> 大学	<input type="checkbox"/> 事業所(企業)					
	<input type="checkbox"/> その他 ()								

相談(就労以外)があった場合、どのような支援を実施していますか。(複数選択可)

支援内容	<input type="checkbox"/> 助言指導	<input type="checkbox"/> 検査	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携
	<input type="checkbox"/> 他機関紹介	<input type="checkbox"/> 傾聴	
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

就労に関する相談があった場合、どのような支援を実施していますか。

- 相談がない
 その他 ()

③当事者が19歳以上

相談対応部局(課) 年齢層別の相談担当部局(課)を御記入ください。
 ()

(2) 上記(1)の個別支援会議では、主にどの機関と連携していますか。(複数選択可)

連携先	<input type="checkbox"/> 医療機関	<input type="checkbox"/> 療育機関(児童発達支援センター等)	<input type="checkbox"/> 福祉部局
	<input type="checkbox"/> 保健部局	<input type="checkbox"/> 保育所・園(こども園・幼稚園)	<input type="checkbox"/> 教育委員会
	<input type="checkbox"/> 小学校	<input type="checkbox"/> 中学校	<input type="checkbox"/> 高等学校
	<input type="checkbox"/> 大学	<input type="checkbox"/> 労働局(ハローワーク)	<input type="checkbox"/> 相談支援事業所
	<input type="checkbox"/> 障害者職業センター	<input type="checkbox"/> 発達障がい者総合支援センター	<input type="checkbox"/> こども女性相談センター
	<input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター	<input type="checkbox"/> 保健所	<input type="checkbox"/> 障害者就業・生活支援センター
	<input type="checkbox"/> 親の会	<input type="checkbox"/> 社会福祉協議会	
	<input type="checkbox"/> その他 ()		

(3) 市町村において、今後、どのような連携(体制)が必要だと考えますか。必要な連携機関、連携方法等について、御記入ください。

問4 「個別の(教育)支援計画」等の様式の作成について

(1) 市町村において、「個別の(教育)支援計画」等の様式を作成していますか。(名称は問いません)

「個別の支援計画」とは、発達障がい者(児)を含む障がい者(児)に対し、長期的な視点に立って、地域において一貫した支援が可能となるよう、医療、福祉、保健、保育、教育、労働等の各関係機関が連携して、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うために作成するもの。具体的記載内容は、支援のニーズ、目標や内容、役割分担、発達歴の記載や支援方法など。

作成している

様式の名称 ()

作成年度 () 年度

担当課 ()

配布先 ()

配布部数 平成30年度 冊

令和元年度 冊

令和2年度 冊

所持者(複数選択可) (当事者が18歳まで)	<input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 公的福祉機関	<input type="checkbox"/> 公的教育機関
	<input type="checkbox"/> その他 ()			

所持者(複数選択可) (当事者が18歳以上)	<input type="checkbox"/> 保護者	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 公的福祉機関	<input type="checkbox"/> 公的教育機関
	<input type="checkbox"/> その他 ()			

記載内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 支援ニーズ	<input type="checkbox"/> 支援目標・内容	<input type="checkbox"/> 評価・見直し	<input type="checkbox"/> 役割分担(支援者)
	<input type="checkbox"/> 支援方法	<input type="checkbox"/> 日常の様子	<input type="checkbox"/> 発達歴	
	<input type="checkbox"/> その他 ()			

- 今後、作成する予定又は検討中
→ 予定時期 令和 年 月
- 作成する予定は無い

(2) 質問(1)において「作成している」と答えた市町村にお伺いします。

①「個別の(教育)支援計画」等の活用に関する評価・見直しを行っていますか。

行っている(複数選択可)

内容 様式の評価・見直し 支援内容の評価・見直し

その他 ()

行っていない

理由 ()

実施していない

(5) 乳幼児健診、及び健診後のフォローにおける課題についてお答えください。(複数選択可)

<input type="checkbox"/> 要フォロー児の増加	<input type="checkbox"/> 職員のマンパワー不足
<input type="checkbox"/> 保護者の障がい受容が困難	<input type="checkbox"/> 経験等によるスキルの差
<input type="checkbox"/> 相談・療育・診断等の支援機関の不足	<input type="checkbox"/> 保護者の養育力
<input type="checkbox"/> その他 ()	

問6 市町村の支援体制について

(1) 発達障がい者(児)支援に関する部署の専門職員の配置状況について、お答えください。

配置している

・ 保健師	<input type="checkbox"/> 常勤(非常勤を含む)	人	<input type="checkbox"/> 委託(雇い上げ等)	人
・ 言語聴覚士	<input type="checkbox"/> 常勤(非常勤を含む)	人	<input type="checkbox"/> 委託(雇い上げ等)	人
・ 心理士	<input type="checkbox"/> 常勤(非常勤を含む)	人	<input type="checkbox"/> 委託(雇い上げ等)	人
・ その他	常勤【職種:	人】	委託【職種:	人】

配置していない

(2) 発達障がい者(児)への支援及び家族支援として、市町村で実施していることがありますか。

実施している(複数選択可)

<input type="checkbox"/> 早期から家族全体への説明や支援	<input type="checkbox"/> 保護者同士や先輩保護者との交流
<input type="checkbox"/> ペアレントトレーニング	<input type="checkbox"/> ペアレントプログラム
<input type="checkbox"/> ペアレントメンターの養成	<input type="checkbox"/> 保護者や兄弟姉妹に対する心理的サポート
<input type="checkbox"/> 家族のレスパイト(一時的休息)の提供	<input type="checkbox"/> 保育所・園への巡回訪問支援
<input type="checkbox"/> その他 ()	

※ ペアレントトレーニングとは…

保護者が子どもへのより良い関わり方や、気になる行動への効果的な対処方法について学ぶためのプログラムです。

ペアレントプログラムとは…

ペアレントトレーニングより簡易なプログラム。子どもの行動修正までは目指さず、保護者の認知を肯定的にすることに焦点をあてています。

現在は実施していないが、予定はある

実施する予定はない

(3) 今、実施していない市町村にお伺いします。次の家族支援に関心がありますか。(複数選択可)

ペアレントトレーニング ペアレントプログラム その他()

(4) 市町村において、発達障がいに関する啓発用パンフレット・冊子等を作成していますか。

作成している(複数ある場合は行を追加してください)

冊子名()
対象 一般向け 支援者向け 保護者向け
 その他()

未作成だが今後作成する予定又は検討中

冊子名()
対象 一般向け 支援者向け 保護者向け
 その他()

作成予定時期 令和 年 月 日

作成していないが、既製のものを活用している

作成する予定なし

(5) 発達障がい者総合支援センターで作成している刊行物等を利用されたことがありますか。

※いずれも「とくしま発達障がい総合サイト」に掲載

ある(複数選択可)

- 相談フローチャート
- 相談者記入シート
- “働く”を考えよう～発達障がい就労サポートブック～
- 「気づこう・知ろう・見つけよう」～大人の発達障がいハンドブック～
- 医療機関リスト
- 発達障がい者知って備える！防災ハンドブック
- その他 ()

ない

問9 その他

(1) 前回の調査時点(H26)と比較して、取り組みが進んだことや、課題として苦勞している点など御記入ください。

例)連携が進んで、他機関と繋がりやすくなった。身近に相談できる医療機関が増えた。専門的知識を有する者の人材確保が難しい。

※次の資料について、一部、ご恵与ください。

- 乳幼児健診担当課で使用している「①母子保健事業の予定表及び概要の分かるもの」、1歳6ヶ月児健診以降の「②健診項目と順番」「③幼児健診問診票」
- 市町村で作成している、発達障がいに関する啓発用パンフレット・冊子等

～御協力ありがとうございました～

